

[翻 訳]

ホセラモン・ベンゴエッチャ

「移行期正義と伝統的正義

——スペイン・バスクを手がかりにして」

角 田 猛 之

目 次

「訳者まえがき」

はじめに

I. 移行期正義に関するさまざまな見解や議論

II. 移行期正義の諸側面

II-1. プロセスとしての移行期正義

II-1.1. 国際法廷

II-1.2. 真実委員会

II-2. ダイナミックな視点

III. EU とバスク州の移行期正義

III-1. 移行期正義としてのヨーロッパ統合：EU の経験

III-2. フランコ独裁体制後のスペインにおける体制移行

III-3. バスク州における移行期正義

IV. バスクの移行期正義におけるねじれ現象

結 論

「訳者まえがき」

本稿はスペインの自治州・バスク州 (Basque Country) の唯一の公立大学たる、バスク州立大学\*の法哲学・EU 法教授のホセラモン・ベンゴエッチャ (Joxerramon Bengoetxea) の、「移行期正義」(transitional justice) に関する論文 'Transitional Justice versus Traditional Justice: The Basque Case' (in *Journal on Ethnopolitics and Minority Issues in Europe*, vol12, No2, 2013, 30-58) を「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」として訳出するものである。

\*バスク自治州大学：英語名：University of the Basque Country：バスク語名 Euskal Herriko Unibertsitatea (EHU) (Euskadi はバスク語で「バスク州」の意味)、スペイン語名：

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

Universidad del País Vasco (UPV)。講義などではバスク語とスペイン語の2通りの言語が用いられている。また、バスク州を構成する3つの県 (probintzia) たる、ビスカヤ県 (Bizkaiko Probintzia)、ギプスコア県 (Gipuzkoako Probintzia)、アラバ県 (Arabako Probintzia) にそれぞれキャンパスを有している。さらに、バスク州には1540年開学のオニャーティ大学 (バスク語名 Oñatiko Unibertsitatea、スペイン語名 Universidad de Oñate) も1901年に閉鎖されるまで存在した。閉鎖後の1988年にバスク州政府によって設立された、国際法社会学界における法社会学研究の拠点のひとつたる「国際法社会学研究所」(IISJ: Instituto Internacional De Sociología Jurídica De Oñati; IISL: International Institute of Sociology of Law) は、この大学の構内に設けられている。同研究所に関しては、拙稿「オニャーティ・国際法社会学研究所の紹介——国際法社会学マスターコース・プログラム、研究所でのワークショップおよびホセラモン・ベンゴエッチャの比較法文化に関する講義紹介」(『関西大学法学論集』第65巻第2号(2015年7月))参照。

2015年に、関西大学法学研究所・招聘研究員としてベンゴエッチャが関西大学に滞在(2015年11月2日から12月8日)したのを契機に、私は、彼のヨーロッパとEUに関する2論文の翻訳を、「ホセラモン・ベンゴエッチャ「多元論者の憲法パラドクスとコスモポリタン・ヨーロッパ」論文の翻訳と関西大学でのセミナー、講義資料(1)」および「ホセラモン・ベンゴエッチャ「ヨーロッパの夢の終焉とユーロ危機への目覚ましコール」論文の翻訳と関西大学でのセミナー、講義資料(2)」として『関西大学法学論集』に投稿した(前者は、同誌・第65巻第1号(2015年5月)、後者は、第65巻第2号(2015年7月))(ベンゴエッチャ滞在中における研究活動や学内外での特別講義、セミナーなどについては、上記、拙稿「(1)」の「はじめに——ホセラモン・ベンゴエッチャ教授招聘」参照)。彼はこれら2本の論文において、論文タイトルが示すように、まず第1論文では主として法多元主義 (legal pluralism) の視点からの法哲学的・法理論的分析をおこなっている。それに対して第2論文においては、2008年の「世界金融危機」(‘financial crisis’ いわゆる、「リーマン・ショック」)、そして2009年以降のギリシャの財政破綻危機を契機にヨーロッパを襲った「ユーロ危機」(Euro crisis) といった、近年のヨーロッパとEUをめぐるさまざまな危機的状況を分析している\*。

\*EUをめぐる近年の、そして設立以来最大の危機的状況：これらの論文執筆以降に生じてきた顕著な現象であるゆえに、そこでは主要な分析対象とはなっていないが、特に2015年以降そして2017年現在においても、EUのあり方と存在そのものを根底から覆しかねない危機が、「ヨーロッパ難民危機」と、それを契機にヨーロッパに蔓延しつつあるEUからの離脱に向

けた動向である。筆者が直接メールで確認したところ、これらの問題についても現在論文執筆準備中とのことで、刊行され次第、本誌を通じて訳出、紹介したいと考えている。

そこで本稿では視点を変えて、同じくヨーロッパを基軸に据えつつも、EU 全般の動向ではなく、スペイン、そしてヨーロッパ全体のなかでもきわめて独自の歴史と文化を有する、バスク州\*1に関する問題を論じた、上記の論文を翻訳、紹介する。すなわち、自らもバスク出身の民族主義者たるベンゴエッチャ\*2は、この論文において——英国のいわゆる「アイルランド問題」の主要なアクターたる IRA (“Irish Republican Army” : 「アイルランド共和国軍」) と同じく——過激な民族独立主義の武装団体たる ETA (エタ : フランコ独裁政権によるバスクの民族主義弾圧下で1959年に設立) (Euskadi Ta Askatasuna : 「バスク祖国と自由」) が、1960年代以降引き起こしてきた一連の残虐行為、すなわち誘拐、暗殺、無差別殺人たる爆弾テロ、等々と、それへの対抗として、逆に ETA 構成員とその「周辺者」と見なされた者に対してなされた同様な残虐行為によって生じた社会的な危機的状況への対応の問題を、「移行期正義」という枠組みの下で論じている。

\*1 ヨーロッパにおけるバスクの独自性 : 「バスク人はスペイン北部とフランス南部でビスケー湾周辺のピレネー山脈の麓に何千年にもわたって暮らしてきた。彼らはヨーロッパでは最古の時代から生き残っているエスニックグループである。しかし興味深いことに、研究者たちはバスク人の正確な起源をいまだ確定していない。バスク人はおそらく約3万5千年前にヨーロッパにはじめて住み着いた、クロマニヨンの狩猟採集者の直系の後裔であろう。バスク人特有の言語と文化は時には抑圧——そのゆえに近代の暴力的な分離主義的運動があらわれた——されていたが、それらは繁栄を誇った。」上記、拙稿「(1)」の「1. ベンゴエッチャの理論的、学問的背景——バスク自治州とスコットランドの歴史」の「1-1 : バスク自治州の歴史」参照。

\*2 ベンゴエッチャとバスク民族主義、スコットランド民族主義 : 上記、拙稿「(1)」の「はじめに——ホセラモン・ベンゴエッチャ教授招聘」でも言及しているように、ベンゴエッチャは英国・スコットランドのエディンバラ大学で法学博士号を取得している。学位取得に際しての指導教授は、エディンバラ大学法哲学教授で「社会哲学・法哲学国際学会連合」(国際法哲学会) 理事長をも務めた、国際的に著名な法哲学者ニール・マコーミック (Neil MacCormick : 1941-2009) である。そして、マコーミックの父・ジョン・マコーミック (1904-1961) は、「スコットランド民族党」(Scottish National Party) の創始者のひとりである。またニール・マコーミック自身も同党の主要メンバーのひとりで、英国選出の EU 議会

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

議員をも務めたヨーロッパでも有数の国際派であるとともに、英語とは異なるスコットランド民族の言語たるスコットランド・ゲール語を話す熱烈なる民族主義者であった。スコットランド民族党は、エディンバラのスコットランド議会（Scottish Parliament）では議院内閣制の下で「スコットランド行政部」を構成する第1党であるとともに、直近の2015年の英国総選挙においては、スコットランド選挙区割り当ての全59議席中——庶民院の650議席を人口比に応じて配分する——56議席を獲得し、ウエストミンスタの英国議会でも第3党の地位を占めている（第1党は、デーヴィッド・キャメロン率いる保守党（2016年のEUからの離脱を問う国民投票の結果辞任。2017年4月現在はテリーザ・メイ（Teresa May））、第2党がエド・ミリバンド（Edward “Ed” Miliband）率いる労働党である）。スコットランドの法伝統とスコティッシュ・ナショナリズムについては、角田猛之著『法文化の諸相——スコットランドと日本の法文化』「第3章 民族と法——スコットランドを素材として」（晃洋書房、1997年）参照。

以上のような経緯を踏まえて、以下においてベンゴエッチャの「移行期正義」論文を翻訳、紹介する。なお、本稿で、[ ] 内と「\*」を付してポイント落としで付加した記述は角田の訳注で、以下の訳文中の語句の右肩に付した数字は原注を表している。

なお、国連人権理事会決議によって設けられた「文化的権利の分野における独立専門家」という特別手続きに依拠して、同理事会により2009年から6年間（2期）にわたって「文化的権利の分野における特別報告者」として任命されたファリダ・シャヒード（Farida Shaheed）により、移行期正義にかかわる報告書が出されている。それを角田猛之・木村光豪共訳にて、下記のように本誌に投稿した。角田猛之・木村光豪共訳「文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」（『関西大学法学論集』64巻6号（2015年3月）所収）「翻訳1 国連総会に提出された文化的権利の分野における特別報告者の報告書——歴史の記述と教育」（“Report of the Special Rapporteur in the field of cultural rights (A/68/296)）「翻訳2 人権理事会に提出された文化的権利の分野における特別報告者の報告書——記憶の過程」（“Report of the Special Rapporteur in the field of cultural rights, Farida Shaheed: Memorialization process” (A/HRC/25/49)）さらにまた、同人権理事会において2011年に、「真実、正義、賠償そして再発防止の保障の促進に関する特別報告者」を新たに選出することが決議され、2012年にパブロ・デ・グレイフ（Pablo de Greiff）が任命された。そして彼は2014年までに、移行期正義に関する以下の3つの報告書を提出している。そこで、上のシャヒード報告に続いて、角田猛之・木村光豪共訳にて訳出し、下記のように本誌に投稿した。角田猛之・木村光豪

共訳「真実、正義、賠償そして再発防止の保障の促進に関する国連・特別報告者の報告書（1）」65巻1号（2015年5月）「翻訳1 真実の促進、正義、賠償そして再発防止の保障に関する特別報告者の報告書——包括的アプローチの採用」（“Report of the Special Rapporteur on the promotion of truth, justice, reparation and guarantees of non-recurrence, Pablo de Greiff”（A/HRC//21/26））「翻訳2 真実の促進、正義、賠償そして再発防止の保障に関する特別報告者の報告書——真実委員会の有効性の強化」（“Report of the Special Rapporteur on the promotion of truth, justice, reparation and guarantees of non-recurrence, Pablo de Greiff”（A/HRC/24/42））「翻訳3 真実の促進、正義、賠償そして再発防止の保障に関する特別報告者の報告書——訴追戦略」（“Report of the Special Rapporteur on the promotion of truth, justice, reparation and guarantees of non-recurrence, Pablo de Greiff”（A/HRC/27/56））

## はじめに

移行期正義はしばしば、紛争終結後の社会において「正義」や法の支配の確立を促す、ひとつの領域あるいはツール（toolkit）として理解されている<sup>1)</sup>。それはまた、そのような領域やツールに関する学際的な理解あるいは研究をも意味している。本稿では——2011年10月20日に ETA が最終的な戦闘停止宣言をだして以降からはじまった——バスク州におけるさまざまな紛争終結後の変容を理解するために、移行期正義の概念がどの程度有効なものであるのかを検討する。そこで本稿では、移行期正義という領域が有しているさまざまな側面や、スペインとバスク州での移行期正義をめぐる諸経験を分析する。そしてまた、法の支配と伝統的な個人主義的正義とならんで移行期正義をも重視することが必要だと結論づけるために、（忘却（amnesia）とともに）真実究明プロセスと並行して暴力と被害者の苦悩への対応が広くなされていることを明らかにする。

まず、「Ⅰ. 移行期正義に関するさまざまな見解や議論」では、バスク州が直面した移行期正義をめぐる諸問題を検討するために、バスク出身の小説家カノ（Cano）の『ツイスト』（*Twist*）という小説を参照する。そして「Ⅱ. 移行期正義の諸側面」では、多元的な方法論を必要とする移行期正義が有する学際的性質を提示する。さらに「Ⅲ. EU とバスク州の移行期正義」では、政治的、法的、制度的なコンテキスト、すなわち欧州連合（EU）、スペインそしてバスク州において展開された（あるいは、必要ではあったが展開されなかった）、主要な経験や政策を検討する。そして最後に「Ⅳ. バスクの移行期正義におけるねじれ現象」において、バスク州にとっての移行期正義に

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

関する規範的問題について論じる。

## I. 移行期正義に関するさまざまな見解や議論

バスク出身の小説家アルカイツ・カノ (Harkaiz Cano) は、2012年刊行の受賞小説たる『ツイスト』において——架空の語り (narrative) とフラッシュバックした記憶という手法を駆使して——バスク州において生じた近年の一連の悲劇的歴史を描いている。ある意味ではアンチヒーローともいえる、主人公で語り手たるディエゴ・ラスカノ (Diego Lazkano) は、「ソト (Soto) とセベリオ (Zeberio)」——1983年10月15日に失踪した、ふたりの実在した若い ETA の活動家たる<sup>2)</sup> ラサ (Lasa) とサバラ (Zabara) を指す架空の人物で、彼らは3か月間拷問にかけられたのちに、スペイン警察と緊密に連携するスペインの民兵 (paramilitary) によって射殺された——の親友であった。そしてのちに、治安警察隊 (Civil Guard [Guardia Civil]) の高官であったロドリゲス・ガリンド (Rodríguez Galindo) が拷問の罪に問われ、判決で言い渡された懲役期間の3分の2を経過したのちの2013年に仮出獄した。

小説において語りは、紛争のある一面から他の面へとねじれつつ移行 (twist) していく\*。ソトとセベロはスペインの警察によって拷問にかけられたうえで殺されたが、彼らもまた ETA の活動家として民間人を誘拐し殺害している。小説は現在から過去へ、しかしそれはまた同時に、ひとつの側面から他の側面へと移行していく。すなわち場面は、[バスクの主要都市でスペインで最も有名な観光地のひとつたる] サン・セバスティアン [スペイン名 San Sebastián; バスク名ドノステシア (Donostia)] から [プエルトリコの都市] カンバラチェ (Cambalache), バルセロナ, フランス, そしてメキシコへと移っていく。ラスカノは ETA によって「処刑された」エンジニアの誘拐 (の監視) にかかわっていた活動家であった。そして、ラスカノ自身も覆面をしたふたりの民兵によって拷問されたが、ビアリッツ (Biarritz) 近くの「ソトとセベロ」の居所が判明したのちに解放された。拷問を加えた人物によって解放されたのち、彼の父と同じくラスカノは——彼が受けたとは異なった状況の下で拷問をおこなっていた——フランスに逃亡し、一般の市民社会からは姿を消した。

\*犠牲者と加害者の「ねじれ」(相互互換性): 「文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」のなかでシャヒードも、ベンゴエッチャが『ツイスト』を参照して指摘している、犠牲者と加害者のねじれ現象 = 相互互換性についてつぎのように指摘している。「50. 紛争の後には、犠牲者と加害者を明確にすることが主な政治的かつ象徴的な問題である。記憶は語りか

相矛盾する場であるので、犠牲者と加害者を一刀両断に明示するのを抑止することが重要である。とくに犠牲者の集団も相互に殺し合っている場合には、犠牲者の集団内部にしばしば相対立する声がある。さらに、加害者は多くの場においていくぶん不可視化されたり、少なくとも最小限に定義されたりする傾向がある。その上、討論に加わることが要請される場合に、加害者は犠牲者の立場をとることがあまりにも多い。」(角田猛之・木村光豪共訳「文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」〔関西大学法学論集〕64巻6号(2015年3月)所収) 174頁。引用文の冒頭の数字は、報告書におけるパラグラフの番号である。

紛争のあらゆる側面において——当たり前のことを理想化するという意図を有せずして——さまざまな主人公の人生がいかに波乱万丈なものとなっているかを、小説の語りによって示している。ソトとセベリオの焼死体が、何年も後に南スペインで発見され、新しい証拠が収集される。ラスカノ自身も、有能だが陰気な法律家が審理を再開した事件にかかわっていた。しかしながら、公判当日にラスカノは——当時のバスク州民生長官として民兵と密接な関係を有していた有力政治家の虚言を受けて——証言を通じて真実を暴露するという役割を免れている。彼は失踪した自分の父親のメキシコでの居所を告げられており、また——このことについては小説には明らかにはされていないが——自分の履歴に関するファイルを見せられて、自らの罪を免れるのではないかというひそかな期待を抱いていた。失踪した人びと一般に関する興味深い考察を含むつぎの一文をここで小説から引用しておこう。

失踪者は、失踪していない人びとに対して、失踪したいというある種の願望を抱かせないだろうか?……突然の失踪を契機にして、日常のしごとやスケジュール、活動から逃避する。失踪すること自体が、失踪した人びとへの親近感を生み出す。……それまでの日常的なしごとを放り投げられるかのように、現在の居場所を去って別の場所に行くことを通じて現在の場所からわれわれを切り離すという、無意識のばかげた行動により、失踪した人びとのことを想起させるだろう。

最後のいくつかのエピソードのひとつでラスカノは——ソトが俳優、そしてセベリオが照明係をしていた時以来の演劇集団の同僚で、友人でもあった現在のなかが演出兼出演した演劇のために——チェホフ(Chekov)のロシア語の戯曲を翻訳した。公演初日にラスカノは劇場の前列に座っていた。ラスカノが劇の俳優のひとりの声を聴いたときが、この小説のクライマックスであった。その声は、フードを被って彼を拷問していたふたりのうちのひとりの声だったのである。

『ツイスト』は移行期正義の領域に固有のねじれ現象(twist)を象徴的に示すもの

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

と評価されるべきだろう。すなわち、時・所・問題に関するねじれ現象、被害者が加害者にもなるというねじれ現象、そして記憶と忘却のねじれ現象である。本稿の「はじめに」で指摘したように、移行期正義はしばしば紛争終結後の社会における「正義」や法の支配の確立を促すひとつのツールとして理解されている。それが目指すのは、「真実」を知る権利、「正義」へのアクセス、被害者の「賠償」への権利、そして彼らが苦痛を被ったことが認められることと彼らの尊厳が回復されるべき権利、等々を実現することである——しかしながら、それと同時に、社会的な和解と、暴力をくり返さないことを確かなものとするのもその目標である。そしてまた移行期正義は、紛争終結後の社会に関する学際的で、学問的な理解でもある。基本財の公正な配分 (Rawls, 1971) や手続きの—討議的な見方 (Habermas, 1996) に焦点を当てるのではない。ここでは「正義」という用語は、制度化された裁判システムにおいて実現されるか、もしくは裁判に代わる手段によって実現されるものと理解されている。

移行期正義の問題はさまざまなジャンルや学問分野で論じられている。『ツイスト』を通じてみたように、さまざまなできごとや主人公の経験を描き出すことを目的とする文学もそこには含まれている。そこでは、個人の視点からではあるが、認識、描写、シンボルそして美的な経験が、移行期正義のさまざまな経験のなかに組みこまれている。文学は実践哲学<sup>3)</sup>、とりわけ道徳哲学、倫理学、政治哲学および法哲学において検討される問題とは異なった問題を描きだすことができる。文学においては、和解や罪、赦し、責任、記憶、および——理性的なものであれ感情的なものであれ——集団的な討議、等々に関して、きわめて重要な分析がおこなわれている。歴史もまた、さまざまな変化と闘争の前後、およびその間の特性を示す展開や影響、できごとおよびドキュメント、等々に関する興味深い分析を提供し、その体制の性質についても論じている (Elster, 2004 参照)。おそらく宗教も、移行期正義に関する視野を広げるのに有用であろう。ただし宗教は、以上の諸分野のなかに同等の地位において位置づけるのは困難である。しかし多くの人びと、とりわけキリスト教の世界観においては、宗教的経験や信条は、神の存在感や、寛容、赦しによって示される普遍的精神を提供し<sup>4)</sup>、また、移行期正義にとって不可欠の、希望や連帯、平和などを発展させる一助となる。多文化的でさまざまな信条を有する社会においては、移行期正義の分析に際して、文化と結びついた宗教的側面が無視されてはならないのである。

移行期正義の諸形式や機構に関する認識と目的にとって、法と法学も有用であることをここでは最後に指摘しておくが、それらは決して軽んぜられてはならない。上で指摘

した問題はこれらのいずれかのひとつの分野の独占物ではなく、学問領域を超えた方法論上の多元主義において相互に影響を及ぼすものである（Bell, 2009: 24）。法学のいくつかの分野が移行期正義の問題に関心を有している。まずは憲法は、体制の移行と、民主主義を植えつけ、定着させるための手続き的、制度的メカニズムに関心を有している。また国際人権法は——基本権の承認と、法体系と行政上の実践を通じて、保護と救済の効果的な手段を確保しようとする一方において——過去の悪事や暴力と、それらから生じる被害の認識と賠償のあいだに適切なバランスを見いだそうと試みている。

刑法、より一般的には刑事司法制度は、犯罪に対して制度的、個別的にアプローチし、責任の配分や賠償、修復、等々に関する全般的な決定において、制度化された社会——とくに立法者——の役割を強調する。個々の犯罪行為と犯罪者の故意を強調する従来の伝統は、被害者志向のアプローチからと同じく——しばしば「社会全体あるいは個人に対する」「敵」あるいは「危険なもの」という汚名を着せられる——「行為者」、つまり犯罪者自身をより強調する考え方から挑戦を受けている。そしてこれらの最近の展開は、移行期正義に対して影響を与えているのである。

法の世界において、通常ソフトロー（soft law）とハードロー（hard law）として分類される、手段・方便（instruments）と制度（institutions）を区別することは有用である。ソフトローとは、たとえば勧告や政策文書、そして、厳格に法的、司法的ではなく、それらの代替手段とみられる仲裁や調停のような紛争解決手続き、さらにまた、真実委員会、国際的な支援団体、等々である。それに対して、ハードローは、法律、判決、裁判所、執行機関、刑務所、刑法や刑事手続——スペインの場合には国家の権限に属する刑事司法制度——等々である。権能と権限（誰が何を、つまり、誰がどのような領域の立法をおこなうことができるのか）という、連邦制度にかかわる問題が重要となる。移行期正義の第1の目的たる法の支配と社会の刑事司法制度の健全なる機能を回復することは、通常は立法者の専権事項である。しかしながら国家の統治は、階層的な諸制度や下位レベルの地方政府、もしくは中央権力や連邦的・分権的レベル、すなわち権力分立をも包摂する、制度的、憲法的、垂直的な視点のみから理解されてはならない。それは、市民社会やコミュニティ、市民によるイニシアティブ、NGO、さらには公的-私的なパートナーシップ、等々にもかかわっている。移行期正義においては市民社会の役割は最も重要である。それは、各々の能力のみならず、政策の選定、下からのイニシアティブと民主的決定に依拠して、ハードローとソフトローの双方によって展開されることができる。したがって移行期正義は、学際的の分野として分析されなければならないの

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

である。

## II. 移行期正義の諸側面

本稿の注1で参照したようなタイプの、移行期正義の包括的定義を提示するよりはむしろ、移行期正義という主題に関する最も特徴的な問題のいくつかを掲げておく。「紛争終結後の体制移行 (transition) という文脈での正義」と「体制移行を促進するための正義」は——前者の意味では、過去に犯された犯罪あるいは非道なことがらと折り合いをつける [和解する] ための手段として、また後者に関しては、暴力や大規模な紛争、人権侵害を終わらせるための手段として——移行期正義のふたつの理解である。第1のアプローチでは、移行期正義は紛争終結後の文脈において機能する。そして第2の場合には、紛争がもたらした害悪に多くの紛争被害者が苦しんでいる社会において機能し、紛争の結果生じたことに対処することよりも、紛争を終結させることそのものが優先される。体制移行は、独裁的、全体主義的な体制から立憲民主制のような体制への政治体制の転換を伴っている。平和的あるいはスムーズな体制移行は、しばしば、<sup>カタルシス</sup>浄化や暴力、訴追によって特徴づけられる体制移行とは相対立する。しかし移行期正義は、政治的暴力の蔓延下で [多くの無辜の人々が長期にわたる] 紛争に呻吟するというコンテキストから、紛争における加害者に対する敵意が沈静化したコンテキストへの移行と理解されている。前者では移行期正義は「デモクラシー」を促進し、後者では完全な紛争の終結を促進する。移行期正義というツールは、政策の選定もしくは、犯罪者に対する刑事訴追に集中するという、従来の伝統的な限定された視点 [すなわち、加害者を訴追する刑事司法中心の伝統的正義の視点] を拡大し、それとは異なるさまざまなアプローチや解決策を提供することができる。移行期正義は、犯罪者の適正な処遇と処罰の均衡を図るが、さらにまた——あらゆる種類の被害者の苦痛やコミュニティのさまざまな<sup>ニーズ</sup>求めをも考慮しつつ——大規模な侵害に対する、社会的、制度的に適切でより視野の広い対応を模索するのである。これらは、加害行為に対する損害賠償を通じた一般のおよび個別的な予防、つまり、二度と紛争をくり返さないことから、紛争が引き起こした加害行為に関する和解にいたるまでの一定の広がりが必要である。

ブルデュエ (Bourdieu) の用いる意味において領域 (*field*) としての移行期正義は<sup>5)</sup>、「真実和解委員会」(Truth and Reconciliation Commissions (TRC)) あるいは国家全体の刑事手続き、および国際刑事裁判、審判、その他の関係するさまざまなアクターと関連している。それはまた、国家の諸制度や手続きにおける (民主的な) 追及、あるい

は過去の侵害に加担した公務員の追放——したがって、紛争下や独裁体制下での人権侵害に加担したエリートや公務員の追放なども関係づけられることができる。刑事司法は、社会に蔓延した過去の紛争や非道なことがら、人権侵害といった、負の遺産に対処するためのさまざまな方法のひとつにすぎない。したがって、「移行期正義」という用語において正義に言及しているからといって、フォーマルな法的正義に限定する必要はない。既存の法を順守しつつも、刑事司法制度への代替手段となるその他のプロセスや手続き、慣例、等々が、刑事司法におけるよりも軋轢が少なく、規範的視点からも受け入れ可能で有効な解決策を提供することも可能なのである。

## II-1. プロセスとしての移行期正義

移行期正義は規範的なしくみというよりは、過去と向きあうための規範的なプロセスとしてみることができる。ある社会に生じた全体主義的で暴力的な過去を無視あるいは消去したり、注意深く隠ぺいしてしまうならば、移行期正義を否定することになるだろう。戦争や武力を伴う紛争、全体主義体制、そして人権侵害などによって特徴づけられる過去のシナリオ、体制移行期前の状況、等々が——和解にいたった社会の、紛争終結後における体制移行にむけた総体的な見通しを立てるために——記録され、明確化され、理解されなければならない。移行期正義によってもたらされる新たな地平においては、紛争が解決にいたらない場合には、紛争そのものを容容させ、平和な共存状態が理想として共有されることになる。さらにまた、そのような地平においては、社会の全メンバーによって人権侵害は遍く嫌悪され、非難され、そして排斥される。そしてそのような理想が実現したならば、正義は自ずと実現され、移行期正義は成功裏にその役割を終えて後退していくのである。

体制移行の段階は、新旧ふたつの地平間の架橋<sup>ブリッジ</sup>あるいはプロセスである。移行の段階においてはなお、「犠牲者」(‘victims’) や悪事をおこなう人 (perpetrator) ——他人を犠牲にする人 (victimizers) ——のような過去の不幸なできごとを反映するさまざまなカテゴリーが機能し、体制移行の全容——そこでは、これらのアクターのそれぞれが、自らの認識や経験、期待、要求、そして記憶などを抱えている——を作り出している。そして、体制移行期終了後の将来の見通しは、個々人の過去の強烈な経験が集団的で間主観的な「記憶」に転化したものである。しかしながら、そのような見通しによっては、もはや規範的な問題を解決することはない。理想的にいえば、新たな地平では、犠牲者や他人を犠牲にする人といったそれらのカテゴリーの影は薄くなり、やがては消滅する

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

のである。寛容や和解、赦し、罪や責任の受け入れ、等々の体制移行期の徳目や、羞恥や非難、対立や報復を話し合いを通じて回避するといったさまざまな実践は、すべてが体制移行期において移行を促す手段として用いられるものにすぎない。したがって体制移行期後の状況を後押しはするが、移行完了後の社会には持ち込まれることはないのである。

移行期正義は時系列において3段階から成り立っている。それは全体として過去にさかのぼるプロセスではあるが、体制移行の後に創設されるべき将来の社会モデルを常に見すえている。ロス・アリアサ (Roht-Arriaza) は、移行期正義の領域と国際刑事法廷のあいだに存在する一連の矛盾について、つぎのように指摘している。

これらの矛盾は、モラリストのユートピアから現実政策擁護へと展開する、漠然とした動向として国際法を描写している、マルティ・コスケニエミ (Martti Koskeniemi) の議論を想起させる。そしてここでもそれと類似のことが生じている。すなわち、強調点が移動し、振り子が振れもどり、中間点を模索する試みが続く。しかしながら、基本的な論理は二進法 (binary) で、それぞれの動きに対する批判は限りなくその対立物を生み出している。したがって、両者の領域における緊張——あるいは相乗効果——が最終的に解決される可能性はない。(Roth-Arriaza, 2013: 1-2)

振り子が「振れる」と言おうが「ねじれる」と言おうが、それらの比喩の意味していることがらが類似しているのは明らかである。本稿の I. で参照したアルカイツ・カノの小説におけるように、体制移行期は、移行期正義における多元的なねじれ現象に焦点を合わせるがゆえに重要になる。すなわち、過去から未来へ (Teitel, 2000: 11ff), 報復から赦しへ (Minow, 1998), 存在から消滅へ、自己主張から撤回へ、過去の記憶に生きることから過去のできごとの忘却へ、被害者から悪事をおこなう人へ、処罰をしないことから処罰の克服へ、刑事裁判から裁判回避へ、報い (*desert*) から忘却へ、等々である。さらには、ひとつの領域としての移行期正義自身が現実政策 (*realpolitik*) から経験したねじれ現象と、紛争を終結——すなわち、戦いの終結としての平和——し、ユートピアを希求することが最も重要であることを『ツイスト』は示している (Koskeniemi, 2005)。それはさらに、ジェンダーにかかわる正義やこども・マイノリティの権利、そして汚職、土地・財産の補償、再配分、等々にかかわる新たな目標や、紛争の過程でおこなわれた社会からの排斥などに——経済的、社会的、文化的 (教育と言語) な権利に関するより進んだ規定を通じて——対応するという、さまざまな目標を

も提示している。つまりその小説は、移行期正義がはらんでいる複雑で多面的な性質を明らかにしているのである。

Nir Eisikovits (2009) が指摘しているように、新たな時代のために紛争終結後の平和を求めることと、人権侵害を犯した犯罪者を裁判に引き出すことの重要性とのあいだには、一定の緊張関係が存在する。さらにまた、政治上の体制移行として、過去の侵害に関する信頼に値する歴史的記録を作成することと、政治の世界における赦しとのあいだにも同じく緊張関係が存在する。そしてさらに、人権侵害に対する集団的介入、組織化と、大半の法文化に根づく個人に対する刑事司法上の責任の配分ということのあいだにも、同様に緊張関係が存在する。

これらの緊張関係は、つぎのような疑問に含まれる国際刑事法の中核に存在する問題を示唆している。すなわち、集団による残虐行為——そこでは、多数のりびとが、多数派の官僚層への黙従や、彼らからの指令遂行の一環として結果的に他人を傷つけている——においては、そのユニークな性質のゆえに、直接証拠によって個人の罪を問うる行為を、<sup>リ-ガリスティック</sup>法律尊重主義的な意味で、当該個人がおこなったと認定することができるか？あるいは、そのような犯罪の顕著な特徴のゆえに、残虐行為を許した当時の国のあり方を考慮に入れるために、個人の刑事責任の基準を緩和することが求められているだろうか？ かりにそうであるとすれば、<sup>リ-ガリスティック</sup>法律尊重主義と、大半の法文化にとって重要な「法の支配」を固く守っていることの明確な指標たる、裁判の正統性を固持することは困難であろう。このようなジレンマをバスクの文脈に当てはめてみるならば、‘GAL’ —— ‘Antiterrorist Liberation Group’ [スペイン語名 ‘Grupos Antiterroristas de Liberación’ : 「反テロリスト解放グループ」]、すなわち、スペイン内務省の下に、ETA がおこなっているのと同じ方法で ETA と闘うために設立された [極右の武装] 組織である——の背後に存在する国家機関の責任を追及することへと導いていこう。その方法とは、[『ツイスト』で描かれているような] 拷問の実施あるいは、バスク民族主義者の周辺でおこなわれるあらゆる社会運動を「ETA のしわざ」(‘part of ETA’) として処理する刑法理論である。この問題は本稿の後半において言及する。

移行期正義の主要なツールのうちのふたつにここで言及しておくことは有用である<sup>6)</sup>。すなわち、残虐行為を裁き、刑事責任を問うための常設もしくはアドホックな法廷と、「南アフリカ真実和解委員会」(South African Truth and Reconciliation Commission) のモデル——それ自身もかつてのラテンアメリカの経験に依拠している——に従った真実(と和解)委員会である<sup>7)</sup>。

## II-1.1. 国際法廷

本節では Eisikovits (2009) の見解を紹介する。出発点は、1993年にハーグに設立された「ユーゴスラビア紛争」および、1994年にタンザニアに設立された「ルワンダ紛争」の解決に向けたアドホックな法廷（前者はICTY [International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia], 後者は ICTR [International Criminal Tribunal for Rwanda]）——それらは残虐行為に関する詳細な記録を作成した——に続く「ニュールンベルク法廷」(Nuremberg Tribunals) の経験である。ニュールンベルク法廷および ICTY, ICTR に対する批判のひとつは、残虐行為がおこなわれた現地に設立されなかったことである。その批判にこたえて、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2005年）とコンボ（2000年）に国際的もしくはハイブリッドな法廷が設立され、国際法と国内法の法律家を任用して、国内法、国際法双方の混合法に依拠して裁判をおこなった。ニュールンベルク裁判以来の国際刑事法廷における重要な展開は、1998年のローマ条約（Rome Treaty : Rome Statute of the International Criminal Court）によってハーグに常設の「国際刑事裁判所」(International Criminal Court : ICC) が設立されたことである。ICC の権限は補完的なもので、加盟国が裁判できない場合もしくはおこなわない場合のみ開廷する。ICC の最も革新的な特徴のひとつは、訴訟手続きにおいて被害者に重要な役割を与えることである\*。すなわち、被害者は検察官に対して裁判に関する情報を直接に伝えることや予備調査をおこなうように要求すること、また、本格的な調査をおこなうか否かを検討する際に、被害者が公判前の法廷に出廷できること、そしてなによりも、公判のあいだ継続して出廷することを要求できること、等等である。

\* 「被害者—中心的アプローチ」(Victim-centred approach) : 「B. 被害者—中心的アプローチ」[54. 決議 18/7 は『その任務の作業全体を通じて被害者—中心的アプローチを取り入れる』ことを特別報告者に要請しており、それにしたがって特別報告者は効果的で、実践的な方法でそうすることを目指している。決議でのべる要請に加えて、特別報告者は先にのべた主張がそれを行うためのさらなる動機を提供することを希望する。第1に、その主張はそれらの措置を実施することが被害者を認定する、信頼を育む、そして民主的な法の支配を強化するという目標を持つものとして構築され得ることを強調した。これは、被害者の参加なしに、被害者の背後で生じることはできない。そうした有意義な参加はさまざまな形態をとることができる。例を挙げて説明すると、真実—探求は苦情を表明する、事実を報告する、起きた暴力と人権侵害の原因を強調することを望む個人の積極的な参加を要求する。市民社会、とくに被害者団体が、真実委員会の構成に十分に代表される場合のみ、真実—探求は正義の措置と見なされる

であろう。被害者とその家族が裁判の過程に効果的に参加し、公判の進行においてその参加に関連する必要な情報を提供される場合にのみ、起訴はそれ自体として、現実的な正義の措置として役に立つことができる。正義を言い渡すローカルなまたは伝統的な方法は、国際的に公平な裁判の保障を遵守する場合に、ローカルな人びとの手に届くことができる。なぜならばかれらはそうした方法を『正義』と認めるからである。被害者と市民社会全般がその仕組みの設計に関与する場合にのみ、賠償は成功するであろう。なぜならばその措置は加えられた危害と均衡をとり、被害者を権利保持者として認定することに寄与するからである。再発防止に関しては、制度的そして個人的な改革が人びとそしてとくに——関連する過程に積極的にかかわるべき——被害者の意見にしっかりと根づくことが必要である。なぜならば、将来の人権侵害を予防し、法の支配の原則が効力を与えられる方法で公務員が選出されるために、法令と制度が構築されるからである。」(角田猛之・木村光豪共訳「真実、正義、賠償そして再発防止の保障の促進に関する国連・特別報告者の報告書(1)」65巻1号(2015年5月)101頁)

## II-1.2. 真実委員会

本節では Hayner (2011) に依拠して検討する<sup>8)</sup>。真実委員会は過去に生じたできごとを扱う。この委員会では、特定の個別事例ではなく、継続しておこなわれた侵害行為の諸類型を調査する。また、特定の時期に限って活動し、最終段階において認定事実の概要に関する報告書を作成する。通常彼らは国によって任命された公的機関で、つぎのような任務を負っている。すなわち、過去になされた侵害を掘り起こし、明らかにし、公式に認定すること；被害者のさまざまな要望に応えること；犯したことに對して自ら責任を負う〔責任の引き受け〕という文化の創造を支援すること；組織化された責任と改革可能なことがらについての概要を提示すること；和解への展望を推し進め、過去におこなわれたことがらに関する紛争を抑制すること、等々である。

真実委員会は、集団責任に関してなされた認定事実を前提として、刑事司法システムにおける個人責任の問題に取りくむことができる。しかしながら、このことが常に保障されているわけではない。南アフリカの場合には、被害者やその家族は一般に法廷に出廷することは認められなかった半面に、憎むべき犯罪の実行者たちは「わずかな」真実(“bit” of truth)を語ることで引き換えに自由が与えられた。法廷での訴追と責任追及、そして懲役を科す判決という刑事訴訟上の正義よりも、真実を追及することが優先されたのである。

真実委員会もしくは類似のメカニズムにおけるもうひとつの重要な特徴はつぎの点である。すなわち、紛争や組織的な人権侵害がなぜおこなわれたのか、そしてそれらの人

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

権侵害をもたらした国の政策と、社会のアクターやセクターに対してそれらの政策が与えた影響を——いかなることが、あるいはすくなくとも、どのようにしてということをもっぱら追及する、個人責任に焦点を当てた（伝統的な）刑事司法によっては追及することが不可能なほどに——徹底して追及するのである。

しかしながら、歴史の記憶（historical memory）\* に関してはどうであろうか？ それは真実から必然的に導き出せるであろうか？ 真実委員会によって準-公式に確定されたものとしての真実は、コミュニティのエートスから次第に消えさるという危険はあるだろうか？ 記憶しておくことを義務づけることは、はたして無意味なことであろうか？ われわれは歴史的な視点に立って「記憶」に固執することに関しては、文脈に応じて検討しなければならない。

\* 「歴史の記憶」とシンボルの遺産の紛争終結後の扱い：ベンゴエッチャが「文脈に応じて検討」すべきであると指摘している「歴史の記憶」に関して、報告書においてシャヒードは、フランコが埋葬されている「戦没者の谷」を、状況に応じて検討すべき「顕著な事例」のひとつとして言及している。62. 問題は抑圧体制が崩壊する場合に、強力なシンボルの含意をもつ建築遺産をいかにして管理するのかである。新しい民主的な政府はこれらの遺産を破壊、保存または変容すべきなのか？ その答えは状況によって多様であり、犠牲者同士を含めてきわめて大きな論争を生み出す。その顕著な事例は、フランコが埋葬されているファレン峡谷の記念碑〔戦没者の谷〕本稿訳注〔\*「歴史記憶法」の「(8)象徴物の撤去」参照〕をめぐるスペインにおける討論、ブルガリアにおける元共産主義者の指導者ゲオルグ・ディミトリの慰霊碑——最終的には破壊された——をめぐる討論、そしてドイツにおける、現在はベルリン中心部の駐車場近くに位置する、ヒトラーの隠れ家——小さな徴だけが目印となっている——をめぐる議論を含める。63. 保存、変容または破壊というそれぞれの選択肢は固有の意味をはらみ、そうであるがゆえに議論され、意味が解明されそして解釈される必要がある。たとえば、そうした記念碑の破壊と変容は歴史や特定の語りの一部を消し去る意思として解釈されるかもしれない。（前掲「文化的権利の分野における国連・特別報告者の報告書」177頁）

## II-2. ダイナミックな視点

時間の経過とそれに対応するダイナミックな視点が移行期正義の心髄である。移行期をめぐる正義（論）を検討するということは、契約理論によって展開された正義への伝統的な「静的で」（static）「固定した」（fixed）アプローチを、よりダイナミックで文脈に応じた決定へのアプローチによって代替させることを意味している（Corradetti,

2013)。体制移行の第1ステップにして不可欠なことは、過去に生じたことがらを直視することである。とすれば、過去に生じたことを直視するとすれば、恩赦を認め忘却することを不可能とするか？ またさらに、恩赦そのものが過去のできごとを調査し、刑事上の処罰を免除することを決断する、集合的な社会的プロセスの最終目的であるとするればどうであろうか？ そこでの調査対象たる過去のできごとがいかなるタイプのものであるかということは重要であるので、恩赦に関する結論は場合に依じて異なるであろう。すなわち、独裁体制や例外的状況、抑圧的体制、戦争と戦争犯罪、また、体制移行の周辺での権力や利害関係のネットワーク——すなわち、エリート層の永続的な温存、資源へのアクセス、社会統制と安全、政党のリーダーシップ、体制移行の際の競争と権威、国家の主権的利害、制度間の衝突、等々——を考慮する場合である。たとえば、軍部対治安部隊、軍部・治安部隊対司法部、行政部対立法部、行政部対司法部、立法部対司法部、裁判官対検察官、あるいは裁判官対刑務官、等々。移行期正義において恩赦は常に問題となるが、加害者の過去の行為に対して恩赦を与えたうえで忘れ去るということは、被害者にとってまったくの侮辱ともなりうるのである。したがって、そのような場合には癒しと和解は不可能のように思われる。

第2ステップは体制移行それ自身であるが、はたして何を旨として移行するのか？ それは、加害者と被害者のあいだの敵対的関係を克服し、お互い同士が重要な他者であることを認めあいつつ、平和と市民社会へと移行することである。Honneth (2004 : 354) はつぎのように指摘している。社会的な不正義を被ったという経験は、人びとがそれを正当だと承認することを差し控えるか否かによって、その是非が評価される。その意味において、感受性が身につき、かつて無視され、正当に認められていなかった個人やコミュニティ、さまざまな状況に目が向けられる場合に、なんらかの道徳的進展が生まれてくる。したがって移行期正義は社会における道徳の進展に寄与することもできるのである。

### Ⅲ. EU とバスク州の移行期正義

本章では、ヨーロッパの多元性という背景の下で、移行期正義にかかわる政策の制度的枠組みの再構築を試みる。ただしそれに関する問題の全容を検討するのではなく、さしあたり本稿では、はたしてそのような制度的枠組みをめぐってどのような問題が存在するのかを概観するととどめておく。

### III-1. 移行期正義としてのヨーロッパ統合：EU の経験

「シューマン宣言」(Schuman Declaration)\*から最新の到達点——2013年7月のクローアチア——に至るヨーロッパ統合の全理念が、移行期正義にかかわるものであることはまちがいない。すなわち、第2次世界大戦下においてすべての交戦国が犯した残虐行為、全体主義体制による集団虐殺、戦争によって荒廃した社会、そして民主的社会を旨とした多くの EU 加盟国内部で起こった内乱、等々にかかわっている。しかしながらヨーロッパの統合は、冷戦下の「平和」と、平和に向けたより大きな戦後再建の喫緊の必要性を背景としても制度設計がなされた。第2次世界大戦後の状況において、記憶することではなく忘却することが過去のできごとに対する正当なアプローチと考えられていた(すなわち、アデナウアー (Konrad Adenauer (1876-1967) : 西ドイツの初代連邦首相) の戦略、フランスにおけるヴィシー [1940年6月にフランスがドイツに降伏後、1944年まで、ベタン内閣 (ヴィシー政権) が首都とした都市] 「神話」(Vichy “myths”), ヨーロッパのすべての国ぐにでおこったホロコースト (Holocaust : ユダヤ人大量虐殺) の無視、等々<sup>9)</sup>。

\* 「シューマン宣言」: 1950年にフランス外相ロベール・シューマン (Robert Schuman (1886-1963) が、フランスと西ドイツの石炭・鉄鋼産業を共同管理することをまとめた宣言。この宣言にもとづいて、今日の EU の出発点をなす、「欧州石炭鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community) が1951年に創設された。

移行期正義に関する EU 政策の分析においては、EU 域外との諸関係、すなわち対外的な行為は、EU 構成国内あるいは EU 域内における移行期正義の事例とは区別されている。EU は対外政策の一環として、また国際法廷や国際刑事裁判所の支援などを通じて、世界中の移行期正義の問題にコミットしている。しかしながらヨーロッパ地域に関しては、本稿 II. でのべたような意味での移行期正義の政策は存在しないことは確かである。そしてここでは、EU の移行期正義政策に関して、さらに3つの側面での分析もしくは概観をなすことができる。

第1に、EU との提携合意 (association agreements) および予備加盟 (pre-accession) は、移行期正義の潜在的形態とみることができる。それらは、EU 加盟に際して求められる民主主義、法の支配、および人権基準をクリアすることを要求する。ただしこのアプローチには、EU に関していわば独りよがりになる二重のリスクが存在する。すなわち、(i) 現行加盟国は EU の一部を構成し、すでにテスト (コペンハーゲン

ン基準\*)をパスしているがゆえに、いかなる重大な人権問題ももはや存在しないと考えるという[独りよがり陥る]リスク；そして(ii)その基準はEUによって作成されたものであるがゆえに、基本的人権尊重に関する「品質基準」(quality standards)を当然に満たすと考えるリスク、である。そうであるがゆえに、欧州人権規約(European Convention on Human Rights)のEUによる承認によって、このようなギャップが埋められることが期待されている。

\*コペンハーゲン基準：1993年にコペンハーゲンで開催された欧州理事会で決定された基準で、EU加盟を希望する国はつぎの諸条件を満たしていなければならない。すなわち、(i)民主主義、法の支配、およびマイノリティの尊重；(ii)市場経済；(iii)統一的な政治、経済、金融政策の諸目的を含む、EU加盟国としての義務の順守能力、である。

第2に、紛争に苦しむEU(加盟国の)地域の問題にEUがコミットすることは、移行期正義というツールに関わる特徴を有するもうひとつのプロセスである。これとの関係で「平和プログラム」(PEACE program)に言及することは有益であろう<sup>10)</sup>。北アイルランドに固有の多くの和平工作が存在するのみならず、関係するふたつの加盟国——UKとアイルランド——の積極的な関与が存在[その発端が、1998年に北アイルランド・ベルファストで英国とアイルランドのあいだで結ばれた和平合意＝「ベルファスト合意」(Belfast Agreement)]したがゆえに、この平和プログラムは可能となった。つまり二か国の関与によって、紛争の解決もしくは転換が——UKもしくはアイルランド共和国にとっての国内問題ではなくなり——重要な「ヨーロッパの」次元の問題と認識されるたのである。これはバスクの事例との主要な違いで、バスクに関しては、スペインもフランス[スペインと並んで「フランス領バスク」(French Basque Country)にはバスク人が居住している]もいづれもが、そもそも紛争が存在するとは認識していない。そして、移行期正義の問題がバスク州に存在するとEUが考える限り、それはスペインの「純粹に固有(国内)の」(“purely internal”)問題と考えられてしまうのである。その結果EUは、いかなる対応においても介入することが許されているとは考えないし、また、移行期正義にかかわるなんらかの措置を援助しようとも考えないのである。

第3に、「記憶の政治」(“politics of memory”)がEUのさまざまな文脈で徐々に現れてきており、欧州議会のような組織もさまざまな形態の「記憶の政治」をEU統合のために支持している。記憶をめぐる政治的論議は、主としていくつかの国家の基本問

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

題にかかわる時点でおこなわれてきた。すなわち、第2次世界大戦後のヨーロッパ統合の創設 [1952年「パリ条約」発効により「欧州石炭鉄鋼共同体」発足]；独裁体制終焉後の、ギリシャ [1981年の第2次拡大：第1次は1973年で、デンマーク、アイルランド共和国、英国が加盟]、スペイン、ポルトガル [1986年の第3次拡大] の EU 加盟；そして、2004年 [第5次拡大の前半で、一度に過去最大の10か国、すなわちキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア加盟；第4次は1995年でオーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟（および2007年 [第5次後半でブルガリア、ルーマニア加盟）] の EU 圏のヨーロッパ東部への拡大と、旧ユーゴスラビアでの記憶をめぐる論議の前ぶれとなった近年のクロアチアの加盟 [第6次拡大]、等々である<sup>11)</sup>。そしてまた記憶をめぐる論議は、北アイルランドとバスク州における紛争終結後の新たな移行期正義の波にも適用することが可能である。

カルロス・クロサ (Carlos Closa) によると、「EU での記憶への求めは承認への求めである。したがって記憶への対応のあり方は——EU 内の特定の国のレベルとヨーロッパ (EU) のアイデンティのレベル双方において——EU 固有のアイデンティモデルの構築に貢献している。」(Closa, 2011: 5) のである。ヨーロッパ——EU と欧州評議会 (Council of Europe) ——は、移行期正義に関して人権を基準として最小限のコントロールをおこなっているが、その状況は加盟国間では異なっており、各国の憲法上、立法上のさまざまに異なる選択を EU は尊重している。「欧州基本権機関」(EU Agency for Fundamental Rights) は移行期正義に関しては何らの行動をもとらないことを明言している。

欧州評議会による成果において、欧州人権規約とストラスブールの裁判所システム [1959年にフランス・ストラスブールに設立された「欧州人権裁判所」(European Court of Human Rights: フランス語名 Cour européenne des droits de l'homme) による伝統的な正義のメカニズムの改革において優れているが、国連人権委員会 (EU Human Rights Committee) もまた革新的である<sup>12)</sup>。同時に、「法を通じたデモクラシーに関するベニス委員会」(Venice Commission on Democracy through Law) による、旧東欧地域でのデモクラシーの検討も、移行期正義に関する非常に興味深い実験とみることもできる。欧州評議会は伝統的正義と移行期正義というツールを結びつけている。移行期正義に関するもうひとつの主要なヨーロッパのプレイヤーは、「ヘルシンキ会議最終法」(Helsinki Final Act of the Conference) にもとづいて成立した「欧州安全

保障協力機構」(Organization for Security and Cooperation in Europe)である。

### III-2. フランコ独裁体制後のスペインにおける体制移行

スペインは独裁体制から民主主義への体制移行を経験したが、過去のできごとに向きあわない限り、前章Ⅱ. で論じたような意味での移行期正義を経験することはなかった。民主化のための「変革的な立憲政治」(*transformative constitutionalism*) (Klare, 1998) を目指していた。それは、以前の独裁体制からひとりの公務員をも排除することなしに、法的、政治的システムのみならず全社会システムの変革のために1978年憲法を施行し、履行しようとしていた。スペインは、一種の「沈黙の協定」("pact of forgetting: *pacto de olvido*) を通して、恩赦(アムネステイ(amnesty))と忘却(アムネシア(amenia))を結びつけたのである。このことは、1977年の「恩赦法」(Amnesty Law 46/1977)から「歴史の記憶」(Historical Memory)に関する2008年法(52/2007)\*にわたる31年間——そしておそらくは今日においても——の経緯から明らかであった。

- \* 「歴史記憶法」: 正式名称は「内戦及び独裁の間迫害あるいは暴力に苦しんだ人びとのために、権利を認知及び拡張し措置を定める法律」である。この法律については、加藤伸吾「スペイン「歴史記憶法」の成立過程(2004~2008年)」(『外務省調査月報』2008/No.4)参照。この法律の内容に関して、同論文の「1. 歴史記憶法の概要」で提示(3-5頁)されている14の項目名とそのポイントはつぎの通りである。(1) 道徳的保障: 法律名たる「『内戦及びフランコ体制の期間中、政治、イデオロギー、あるいは宗教上の理由により迫害あるいは暴力に苦しんだ人々の権利を認識し回復する』措置の定義(定義規定); (2) フランコ体制の非難: 「2002年の下院により法的効果を持たないフランコ体制非難決議、及び2006年の欧州評議会議員会議の恒久的委員会による非難決議に依拠しながら、スペイン民主化後初めて法律にフランコ体制の非難が盛り込まれた(前文); (3) 旧法の放棄: 「内戦及びフランコ体制期間中、『迫害あるいは暴力』の法的根拠となった各種法律を廃棄(廃棄条項(*Disposición derogatoria*))」; (4) 非合法性、不正義性の宣言: 「政治、イデオロギー、あるいは宗教上の理由による」内戦中に実施された裁判の『非合法性(*ilegitimidad*)』が宣言された。また、フランコ体制中に同様の理由で下された判決は「不正義である(*injusto*)』とされた。(第3条)]; (5) 補償請求の権利: 「『個人的名誉回復及び(犠牲者としての)認知』を請求する権利を規定。」(第4条); (6) 財政的支援の拡大: 「1979年に制定された法律の内容が拡充され、フランコ体制時に政治犯として収容された事実に関しても補償金を請求する権利を規定(第5条~第10条)」;

(7) 身元不明遺体の搜索と身元の識別：「共同墓地に身元不明のまま埋葬された遺体に関し、その搜索及び身元識別のため、行政機関は共同墓地のある土地を一時的に占有しうるとされた。(第11条～第14条)」；(8) 象徴物の撤去：「1936年フランコの蜂起、内戦及びフランコ体制を象徴する公共の場にある象徴物(紋章、旗、プレートなど)を行政が撤去するとされた。(第15条)」；(9) 「戦没者の谷」(「マドリード市郊外にある『戦没者の谷(Valle de los Caidos)』)」：「例年少数のフランコ及びファランヘ党支持者によって、両者を顕彰する式典が民主化後も実施されていたが、これが公式に禁止された。また、同施設は、全ての死者を敬い、民主化後の憲法の拠って立つ価値観、平和、及び民主的記憶(memoria democrática)について学ぶ施設に改修される。(第16条)」；(10) 「強制労働による建築物の同定」：「国がその他の行政機関と共同で、内戦及びフランコ体制期間中の強制労働による建築物のリストを作成することとなった。(第17条)」；(11) 「国際旅団に参加した外国人の国籍認定」(「国際旅団」とは、1936年から1939年の間、第2共和政期のスペインで発生した軍事クーデターを契機として勃発した「内戦中、共和国側を支援すべく各国からスペインに参集した義勇兵)」；(12) 犠牲者団体の認知：「これまで(7)の実施主体となってきた犠牲者団体に関し、その作業を国家として認知し、国が王令等を用いて当該団体の顕彰を可能とする。(第19条)」；(13) 「歴史記憶センターおよび内戦関連文書館の設立(サマランカ)(第20条、第21条)」；(14) 「情報へのアクセス」：「同施設に所蔵される文書に関し、内戦及びフランコ時代に関する歴史的な文書に対し、専門家のみならず一般市民のアクセスおよび同文書のコピー取得の権利を規定。」

「平和と秩序」(‘peace and order’)を維持し、一定の「体制移行」(“la *transición*”)を確かなものとするが必要であった<sup>14)</sup>。スペイン内乱のあいだとその後のフランコ体制によって、あらゆる面で人権侵害がおこなわれていた。当初は武装集団、そして後にはテロリスト集団と呼ばれた ETA と反フランコ派もまた人権侵害をおこなっていた。彼らは最初は警官を標的にしていたが、後には政治家や一般市民をも無差別に襲撃するようになった。ETA は1968年と2011年の間は活発に活動していたが[1977年に成立し、それにもとづいてフランコ体制下で非合法化され収監されていた共産党、バスク民族運動を含む大半の政治犯が釈放され、また、フランコ体制下で犯された犯罪に対する訴追が放棄された] 恩赦法\*制定後の侵害のみが、法律と国家政策にもとづいて取り締まられていた。過去におきたことがらには目をつぶったのである。恩赦によって、国や議会がおこなった虐待に関与したすべての人びとが罰を免れるものと理解された。加害者は、移行期正義を否定することを意味する刑事訴追も民事責任の追及をも受けられないものとされていたし、現在もそうである。多くの場合に、過去のできごとに関する公的

記録は破棄、あるいは「削除」(‘expunge’) されている。

\* 「恩赦法」: 「恩赦法によって1977年にスペインが採った行政上の決定(当時最も重要な目的は刑務所にいた何百人という左派の人びとを釈放することだった)は、裁かないことと、いかなる種類の記憶に関する政策にも正面から向き合わないことにあった。[改行] 開戦から80年が経過し、生物学的な理由から主な責任者が姿を消した時点において、裁くことは、忌まわしい犯罪の被告を肉体的に法廷に連れ出すことではないのは明白だろう(ドイツは数週間前、何万ものハンガリー系ユダヤ人が死んでいったときにアウシュビッツ強制収容所で働いていたとして、殺人の共犯容疑で94歳の元 SS(ナチス親衛隊) 軍曹ラインホルト・ハニングを法廷に連れ出すことを躊躇しなかったが)。(https://ramonbook.wordpress.com/2016/03/24/guerras-memoria-justicia/)

ただし、もちろん忘却は解決ではない。

忘却は平和構築の基礎として機能することはできない。それは個人レベルでも集団レベルでも有害である。人びとを苦しめた人物が自由に歩き回り、政治復帰を果たし、あるいは公職や軍隊における元の地位を保有していることを見せつけられることで、被害を受けた人びとの苦悩はより深まる。これらのことは、彼ら自身の苦悩の記憶やトラウマを忘却することなく残っているあいだは、ずっと続くのである。さらにまた、忘却を支持する政策は、被害者が苦痛に対する償いを受ける機会を減少させてしまう(Eisikovists, 2009)。

ただし、忘却というこのアプローチはスペインには非常に適している(Tremlett, 2006; Encarnación, 2008)。それはまさに国家形成(再構築)のための戦略であったと私は考えている。フランコ体制下の国家——それ自身が、合法的で立憲的なスペイン共和国を排斥した、正統性を有しない体制であった——によって犯された犯罪は、スペイン国民の統一と統合を守る(現在はスペイン憲法第2条\*によって守られている)ためには「必要なもの」(“necessary”)と見られていたのである。

\* スペイン憲法: フランコ総統死去(1975年)後の1978年にファン・カルロス一世下で公布、施行されたスペイン憲法(前文および169条)の本稿と関係する条文を参照しておく(傍点は角田が付した)。前文「すべてのスペイン人およびスペイン各地方住民の人権行使を保護し、ならびに文化、伝統、言語および制度を保護する」(第4パラグラフ)、第1条[法治国家、主権在民、議会君主制]「1 スペインは、社会的かつ民主的国家として存立し、法の支配に服し、法秩序の至高の価値として自由、正義、平等および政治的多元主義を擁護する。」; 第2条[国家の統一と自治権の保障]「憲法は、スペイン国民の永続的統一、すなわちすべてのスペイン人の共通か

ホセ・ラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

つ不可分の国家に基礎を置き、これを構成する諸民族および諸地域の自治権、ならびにこれらすべての間の団結を承認し、かつ保障する。」；第3条〔公用語〕「1 カステリヤ語は、スペイン国の公用語である。すべてのスペイン人は、これに精通する義務を負い、かつこれを使用する権利を有する。2 スペインのその他の言語もまた、条例に従い、各自治州の公用語とする。3 スペインの言語的多様性は、文化的遺産であり、特別の尊重および保護の対象とする。」；第55条〔非常事態および戒厳令ならびにテロリストに対する人権の停止〕「1 第17条〔法定手続きの保障、逮捕に対する保障〕、第18条〔名誉、プライバシー、肖像権、住居の不可侵、通信の秘密〕2,3項、第19条〔居住・移転の自由、出入国の自由〕、第20条〔表現の自由、知る権利、事前検閲の禁止〕1項a、d号、5項、第21条〔集会の自由〕、第28条〔労働組合の自由、ストライキ権〕2項および第37条〔団体交渉権、争議権〕2項は、憲法の定める条件に従い、緊急事態ないし戒厳令の布告がなされたときは、これを停止することができる。2 第17条2項および第18条2、3項で定める権利は、個別的に、かつ必要な司法の関与および適切な議会の統制のもと、武装集団またはテロリスト集団の行動調査と関連して、特定の人物に対し、これを停止することができる。その方法および場合については、組織法でこれを定める。〔改行〕本項にいう組織法を不当に利用し、またはこれを濫用した場合は、法律で定める権利および自由の侵害として、刑事責任を負う。」；17条2項「予防拘禁は、事実を立証する捜査のために必要な最小限度の期間を超えることはできず、いかなるばあいにも、逮捕されたものは、最高72時間以内に釈放され、または司法官憲に引き渡されなければならない。」；18条2項「住居は不可侵である。いかなる立入りまたは捜査も、現行犯の場合を除いては、所有者の同意もしくは裁判所の決定なしに、これを行うことはできない。」3項「通信の秘密、とりわけ郵便、電信および電話による通信の秘密は、これを保障する。ただし、裁判所の決定がある場合には、この限りではない。」阿部照哉・畑博編『第三版 世界の憲法集』（有信堂、2005年）195-197頁

Eisikovists (2009) は Ernest Renan (1882) に依拠しつつこの点を論じている。レナンは、国家のアイデンティティを創造するためには「忘却」そしておそらくは「歴史的な過ち」(‘historical error’) が必要であることを、つぎのように認めている。「国家にとって不可欠なことは、すべての人びとが多くのことを共有することであるとともに、多くのことを忘却することである。」しかし、はたして彼らは単にそれらを忘却しているにすぎないのか、あるいは、忘却しようとして忘却したのか？ 争いに関係したすべての人びとが、忘却することを真に欲していたとしたらどうであろうか？ あるいは、過去のことはくどくど考えないということに、黙示的あるいは明示的に同意しているとしたらどうであろうか？ さらにまた、忘却することが処罰しないことを保証するための取引であった場合はどうであろうか？ 国の役人——一般的には公務員、軍人、司法

官、警察、秘密諜報員、等々——が犯した犯罪が処罰を免れ、加害者たちがその地位にとどまり続けるために、恩赦法第2条が乱用されたのだろうか？ 将来世代の人びとは、そのような現実政策的な (*realpolitik*) 取引に拘束されるべきなのだろうか？ これらの問題に対する確固とした解答は見出されていないが、国連人権委員会は2008年にスペインに対して恩赦法の廃止を求めている<sup>15)</sup>。

恩赦法第2条は、スペイン法にもとづいて、フランコによるクーデタと独裁体制下でおこなわれていたであろう人道に対する犯罪行為を訴追することを、最高裁判所が認めることを拒否する根拠である<sup>16)</sup>。裁判所は人権に関する国際文書の妥当性を否定している。裁判所が提示した第1の法的根拠は、「歴史上の真実を知る権利は、刑事手続きとは無関係である。」ということである。このような見解は、近代の国際法システムの基礎をなす4つの柱のうちのすくなくともふたつの柱に抵触している：すなわち、その4つの柱とは国際人権法、国際人道法、国際刑法、そして国際難民法、である。

同じく Renan (1882) に依拠して Closa (2011) は、国民についてつぎのように指摘している。

国民は正義モデルを構築する際には——それらが国家のアイデンティのための強力な接着剤にもとづいているがゆえに——必須のものである。さまざまな領域の正義を強く求めるということは、国民のあいだで醸成され、現実のものとなっている。実際、正義は、再分配や報い、賠償、復権、そして当然に、承認、等々の領域にもおよんでいる。これらのなかで、承認と記憶に関する政策と結びつけられたことがら、そしてそれらに伴う承認が、国民のあいだで重要なアイデンティとして機能する。それらは国家のアイデンティを長期にわたって伝えていく役割をはたしている。すなわち、コミュニティを再生し、継続性と一体性の観念を与えるのである。(Closa, 2011 : 19)<sup>17)</sup>

スペインの体制移行においては、憲法を媒介とした共同体の将来像のみが論じられていたにすぎない。そして移行期自身——それは、1981年2月23日のクーデターの失敗と、1982年10月の総選挙での社会党 (Socialist Party) の勝利をもって終了したと考えられている——は、その多くが移行期にまで持ち越されたさまざまな失敗や不正義、過去に対する抑圧に関して、集団として考える機会を喪失してしまったことを意味している。過去に生じたことがらを論じることは危険なものである反面、未来を語ることは過去のできごとを洗い流し、それと同時に浄化<sup>カタルシス</sup>をもたらし、一般には理解されている。「歴史の記憶に関する法律」(Law on Historical Memory) が、体制移行が完成してか

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

らかなりあとになって成立した。

体制移行とともに君主制がその不正義をも確固としたものにした。司法や諜報機関、警察、軍隊、そして国家の行政機関、等々はすべて、独裁体制によって存在が保障され、手が付けられないまま残った。そしてそれのみならず、そのまま存在することが承認されたし、しばしばそのようにすることが推奨された。代議政治制度——地方と国の議会——のみ、もしくは憲法裁判所のような新たな機関が、独裁体制と直接的なかかわりを有しない人びとによって構成された。スペインの移行期正義の試みは、「歴史をめぐる政策」(“historical policy”)というポリシーと結びつけられていた。司法上の手段で真実を追求することがなされたわずかな事例においても、ギャルソン事件 (Garzón case) が示しているように (Bengoetxea, 2011), 簡略な刑事司法手続きでおこなわれている。「歴史の記憶に関する法律」は、フランコ主義の犠牲者自身が自らの体験を語ることを求めることで、民主的であった時代の記憶を取り戻し、第2共和政と1931年憲法を評価することを試みている。そしてそのようにして——現在の憲法システムに正統性を付与した——「体制移行」に関する主導的な政治的語りを直視するのである (Escudero, 2013)<sup>18)</sup>。

スペインの主要な法文化および政治文化は、ETA がおこなった暴力と人権侵害を、移行期正義と関係するものとは解釈しておらず、むしろ、通常の犯罪に対する刑事司法システムを用いるべきであると考えている。被害者の問題と、加害者によって引き起こされた損害 (の一部) の存在を認め、回復させることを意図した政策や法律もまた、後になってから現れてきた<sup>19)</sup>。被害者が組織した多くの機関は、移行期正義に関してさまざまな議論をおこなっているが、そのような議論は、ときには刑事司法システムのもとの応報と処罰を強制することを求める方向に向かっている。

このような構図は、フランス領バスク (French Pays Basque) に関して検討すべき内容が考慮されていない場合には不完全である。フランコ体制下の独裁期においては、ETA の活動家にとってフランスは一種の聖地であった。そして、バスク民族運動がその地で展開し、「イパレタラク」(*Iparretarrak* [バスク語で「北部の人」(Northerner)]) のような ETA の武装部門が設立されたが、ETA はフランスで武装闘争をおこなうことは控えていた。フランスと関係する初めての殺人の犠牲者が、2010年にパリ近郊での交通規制の際の発砲事件によって現れたが、それはおそらく突発的な事件にすぎなかった。

フランスはビシー政権 (Vichy regime) 時代においていかがわしい歴史を有してお

り、その意味でフィリップ・ペタン (Philippe Pétain) によって結ばれたナチスとの連携は奇妙なものではなかった。フランスでもあとになって過去のできごとと向き合うようになったが、フランス自身が、植民地時代にアルジェリアにおいて残虐行為をおこなっていた。フランスは常に ETA をスペインの問題として扱っていた。しかしながら、1980年代半ばからは両国の警察間で連携するようになり、2000年代初頭に「欧州逮捕令状」(European arrest warrant) が執行された。そしてその執行は、ETA の四人に対してのみならず、「ETA のメンバー」とスペインの検察が考えた者——たとえば、フランス領バスク出身の政治指導者のオーロル・マーティン (Aurore Martin) のケース——にも適用されるという近年の動向と連結している。このことは、ETA とその「周辺」(“environment”) の警備において、フランスがスペインの諜報機関と積極的に連携していることを示している。同じような刑事司法システムのアプローチが ETA に関しても採用されている。フランスとスペインの連携のアプローチにおいては、移行期正義や真実委員会、そして類似の諸機関をおおむね排斥してきている。

### Ⅲ-3. バスク州における移行期正義

バスク州が経験した体制移行はとくに激烈であった。Aguilar (2001) はつぎのように指摘している。体制移行にかかわったほとんどすべてのアクターは、「フランコ体制」(“Franquism”) の当初の数年に犠牲者が被った損害に対して賠償する必要があると認めており、その結果、数字の上ではそれよりも被害の少ない1960年代と70年代に生じた抑圧的なできごとは無視されてしまった感がある、と。

しかしながらバスク州においては——ETA がテロ攻撃を実行しはじめて以降、とりわけ独裁体制の後半期においては、抑圧が〔他のスペインの地域よりも〕苛烈なものであったことを考えるならば——その凶暴さはより顕著であった。このことは、他の地域におけるよりもバスク州において、過去に遡及して処罰をおこなわないことに対してより厳しく批判されている理由を物語っている。そして事実、体制移行のプロセス全体の性質にかかわる条件が、バスク州においては他よりも相当に多く、とくに民族主義的な選挙民のあいだではそうである……抑圧的な諸機関に属していた者がそのまま居座り続けているということが、民族主義的なバスクの選挙民のあいだで、それらの機関の民主主義的正統性のレベルがなぜ低いのかということを説明する一助となるだろう。(Aguilar, 2001: 117)

現在のバスク州での移行期正義は体制転換には言及しない。それはむしろ、ETA が最

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

最終的に攻撃をやめたあとの領域やシナリオに言及している<sup>20)</sup>。そこでは、過去のできごと（真実追及、歴史の記憶）、そして現在に関して（被害者や社会全体において引き起こされた被害の認定、および人権尊重と国家とすべての国家機関による手続きの保障）、さらには未来に関して（ETA の完全なる解散、武装解除、ETA の囚人の社会復帰に向けた漸次的な方途の推進）どのように処理するかが合意され、受け入れられている。そのような移行期正義の将来像は新しいシナリオであって、そこでは、紛争とそれに伴って蔓延した人権侵害が、集団的記憶の一部であり、また平和とすべての人の尊厳の尊重にむけた社会契約の基礎として働いている。

われわれはここでは、バスク州の南部のスペイン領のみを分析対象としており、特異で重要なナバラの事例は横において、バスク自治コミュニティ（Basque Autonomous Community）に焦点を合わせている。本稿のⅠ、で指摘したように、さまざまな権能行使のシステムを検討することは重要である。刑事司法制度は、スペイン議会（刑法一般）と政府（刑事政策と刑務所政策および運営）の権能であり、司法は国家の中心的な権能である。検察官は、究極的にはスペイン行政部と機能的、政治的なつながりを有しているがゆえに、その機能においても機構においても、自律性は相対的なものにすぎない。

さまざまなレベルの統治や機関によって採用されうる、移行期正義にかかわる（ハードあるいはソフトの）措置は、各機関への権限と権能の配分のあり方に依拠している。裁判の領域におけるバスクの諸機関および移行期正義の立法上の活動（ハードロー）範囲は、まったく存在しないというわけではないが、非常に限られている。それは社会福祉とソフトな手段、そしてバスク警察の運営に限定されている。そのような欠点があるにもかかわらず、2007年以来バスクの議会と政府は、移行期正義に関して重要な展開を試みている。すなわち、専門家による紛争の被害者に関する報告書の作成<sup>21)</sup>や、以下で説明するような、なんらかの救済をおこなうに際してその方法を考案し指令すること、等である。

バスクのすべての自治機関——バスク州政府、議会とその連邦上の諸機関、すなわち議会と政府、地方自治体、等々——は、さまざまな勧告や計画、請願などを実行、採用し、また、ハイレベルの会合や平和会議、類似の活動などを主宰するために、関係機関や省庁を利用することができる。しかしながら、それら諸機関が特定の法律——それらが国家の権能たる刑事司法にかかわらない限りは——を承認する範囲はきわめて限定されている。すべての関係機関が合意している場合には、たとえば、刑務所政策において

移行期正義にかかわる小規模な措置をおこない、応報的司法から修復的司法への移行を促進することが可能となる。

「ハードロー」形式による移行期正義の重要な制度的措置は、ふたつのバスク州議会法——ひとつはテロリズムの被害者に関する法律（4/2008）と、もうひとつは、内乱と独裁体制下でなされた犯罪被害者の権利認定に関する法律——と、1960年と1978年のあいだになされた、警察による虐待の被害者に関するバスク州政府の布告（Decree 107/2012）である。

その他の制度的な措置はソフトローの形式をとっている。すなわち、政策文書や勧告、そして——たとえば、平和に関する報告書を作成する目的で2013年9月に立ち上げられた、「平和に関するバスク州議会委員会」（Basque Parliament Commission on Peace）のような——プロジェクトである<sup>22)</sup>；「記憶協会」（Institute for Memory）あるいは「テロリズム被害者記録」（Memorial for the Victims of Terrorism）プロジェクト；2013年6月の「バスク州政府平和・『共生』プラン」（Basque Government Plan for Peace and “living Together”）。そして、以前の社会党政府の下で着手されていた線に沿った、教育（学校と大学）における行動と種々の社会的な遭遇のための諸提案；地方自治体レベルにおいて、たとえば、ギブスコア県での2012年から2015年の「人権と歴史の記憶の回復、および『共生』を広めるためのギブスコア県自治政府プラン」<sup>23)</sup>（Gipuzkoa Provincial Government Plan for Human Rights, Recovery of Historical Memory and Spreading “Living Together”）などが存在する。

移行期正義は統治の（トップダウン式の）制度的側面に関するものには限らない。市民社会からのボトムアップ的な要素が不可欠で、それは、諸権能の憲法上の配分、あるいは立法部と裁判所、行政部による政策決定の範囲などにとどまるものではない。社会運動や市民、NGO などによる社会的イニシアティブや *auzolan*（すなわち、バスク州におけるコミュニティの協働）、等々のための広い活動範囲が存在している。実際にも、バスク州のさまざまな機関の援助を受けつつ、市民社会をベースにした移行期正義の大きな波がもたらされたのは、これらの機関やグループを通じてであった。

重要な移行期正義にかかわる措置は、*Gesto por la Paz*（「平和へのシグナル」（“a signal for peace”））によって組織された、「15分間の黙祷」（15 minutes of silence）——それは、ETA のテロや国家保衛部の行動を含む、その他の行動によって人命が失われた場合に常に挙行された——のような、政治的暴力の脱 - 正当化を目的とした市民や NGO によってもたらされた、市民によるイニシアティブの成果である。さらに近

年では、*Elkarri* そして後には *Lokarri* は、ETA にはその活動を停止し、国家には反テロ法と政策を転換することを求めた、対話と和解の哲学を実践した。被害者の組織や受刑者の権利を支持する組織もイニシアティブを發揮した。さらに近年において、またより散発的には、*Baka Bidea* と2013年6月の「社会フォーラム」(“social forum”)が、ETA に対して問題解決を求めて国際社会からのオブザーバーの参加の下で、国と話し合いをはじめたことを要求した大規模なイベントが組織された (*El País*, July 15, 2013)。

これらのイニシアティブのいくつかは、バスク州政府 (PSE と PNV) と以前のスペイン政府 (PSOE) の組織的支持をも得ている<sup>24)</sup>。これらと関係するふたつの事例は、すべての紛争当事者の犠牲者のあいだでの会合である。すなわち、修復的な会合がもたれた北アイルランドの町の名前から名づけられた「グレンクリープロジェクト」(Glencree project) と、ETA の犠牲者とナンクラレス刑務所に収監されている加害者とのあいだの会合である。先の PSOP (すなわちスペイン社会党) 政府のイニシアティブによってなされたひとつの事例は、いわゆる「ナンクラレス方式」(“Nanclares way”) で、そこでは、ETA の受刑者と彼らの犠牲者が対話をおこなった (Bilbao, 2013; Deusto Forum, 2012)<sup>25)</sup>。しかしながら、2011年以来政権にいたった人民党 (Popular Party) (スペインの右翼政党) 政府はこのイニシアティブを中止した。

最後に、その他の措置が地方レベルで小規模におこなわれている。そのような多くのイニシアティブのひとつとして、たとえば2013年10月にサン・セバスティアン市長が主宰した「国際市長平和会議」(International Peace Conference of Mayors) がある。会議に参加したバスク州内の市長の幾人かは、すべての紛争当事者側から犠牲者が集い、彼ら自身の経験を共有しあった、と語っている。この意味で、エレンテリア (Errenteria) の町のケースはここで言及するに値する。というのは、それがあらゆる紛争当事者側から被害者が参加し、主要政党の地方支部のあいだで比較的高度なレベルでの合意に到達しているからである。その他のプロジェクトが、たとえばバスク自治州大学をベースにしておこなわれている。

移行期正義に対するバスクの寄与は、政治的論争のなかで交わされる議論の場から排除されていたり、また将来に関する共同討議から排除されていた人びとの存在を認定し、彼らの参加を認めることが重要であるということを感じさせたことにある。このことは、紛争のあらゆる側面の犠牲者を含んでいるとともに、2000年代中期には違法であると宣言されていた、*Batasuna* (*Batasuna*) のさまざまな形態といった、政治的オプションをも含んでいるのである。

#### IV. バスクの移行期正義におけるねじれ現象

カノの小説のなかで描かれている語りは、ETA による暴力と人権侵害——犠牲者自身に対するものに加えて、それらを目の当たりにすることで恐怖を感じた人びとに対しておこなわれたものも含む——から、ETA とバスク民族解放運動 MLNV に対する戦いのなかで、国家機関と民兵組織がおこなった権力乱用と人権侵害へと、複雑にねじれている<sup>26)</sup>。国家による暴力は、社会-政治的な「取り巻き」(“environment”: *el entorno del entorno*) を含め、それらをも犯罪としたために、そのターゲットはさらに広がっている (El Pais, July 13, 2013)。これらのねじれ現象は、暴力の悪循環を歴史的にもたらした——すなわち、抑圧-反発、そして再度、抑圧-反発、である。ETA とその社会的-政治的な取り巻きは——恐怖あるいは暴力的行為によって、彼らの「主張」あるいはやり方にあからさまに反対する市民社会のすべてのセクターを恐怖に陥れることを目的として——Oldartzen 戦略を採用した。そして、そのような ETA の行為への対応としてスペインの刑事司法は、一種の例外法すなわち「敵対者に対する刑法」(“criminal law of the enemy”) を適用した<sup>27)</sup>。すなわち、バスクに関していえば、テロへの戦いにおいては、[先の注でみたように] 人権基準を引き下げることが正当とする例外的事例として処理したのである。このようなやり方は、民主主義と法の支配の後退をもたらすだろう。

移行期正義におけるねじれ現象の近年の事例としてはつぎのようなものがある。すなわち、2011年10月の最終的な停戦に関する ETA の宣言から2年目を迎える直前のコミュニケ；ETA の囚人の権利を支援する NGO たるヘリラ (Herrira) の18人の代表の拘束；非合法化された *Jarrai* の活動に従う、民族主義者の左翼青年組織たる *SEGI* のメンバーの訴追；*Audientia Nacional* の下での 35/02 事件の審理開始。そこでは、何人かの左翼民族主義の前リーダーが ETA のメンバーであったゆえに訴追され、また、人気のある100以上の居酒屋 (*Herriko Tabernak*) が、ETA を支援する非合法活動にかかわったとして差し押さえられることができた。；そして最後に、欧州人権裁判所大法廷が、2013年10月21日に、*Del Río Prada v Spain* 事件<sup>28)</sup> に関する判決を下したのちになされた、ETA の犠牲者団体が組織した抗議行動とデモ、等々である。この判決は勝者と敗者にかかわる (*with victors and defeated*) 「正義」に言及している。犠牲者のなかには、スペイン政府がその判決を他の事例に適用しないことを求め、またさらに、政府がストラスブールの人権裁判所のスペイン選出裁判官に十分なロビー活動をおこな

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

わなかったことを批判する者もいた。

記憶と賠償のプロセスや、移行期正義の政策と手段を明確にすること、また政治的論議全般に、犠牲者が積極的に参加するように努力することは同じく重要である。そのためには、被害者のあいだ、すなわち、あるグループに属する犠牲者とその他のグループに属する犠牲者のあいだで区別しないことは不可欠である。また、だれが被害を与えたのかということに応じて犠牲者を区別することは、加害者自身が被害者に付与したカテゴリーとラベルを受け入れることを含意する。同じく、当該犠牲者自身が加害者でもあるという事例では、加害者でありながら犠牲者でもあるという地位は失われぬ。それはとくに、拷問を正当化する議論、あるいは「テロリスト」の手続き上の認定基準を低下させることにしばしば見いだされるリスクである。犠牲者の参加を確かなものとするために、犠牲者に対して拒否権を与えることで、特権的地位を提供するというところにまで広げるべきではない。政治的な論議においては、犠牲者も他のすべての市民と同様に扱われなければならない——ただし、彼らの声が聞き入れられるように特段の配慮が払われなければならない。

これらのねじれ現象の背後にいかなるリスクが潜んでいるかを検討するならば、合意が実現可能となるためには、いかなる原則に依拠すべきかを指摘することができる。まず第1に、移行期正義のみならず紛争処理全般について考えると、刑法と刑事司法に依存することは最小限に抑えておかなければならない。したがって犯罪や他者への加害行為に直接に関係しない行為は、刑法を通じて処理されてはならない。刑事司法システムは、デモクラシー、合法性、そして比例性の原則とともに、ウルティマ・ラティオ（究極手段）（*Ultima Ratio*）の原則（Bengoetxea *et. al.*, 2013）——すなわち最も有害で非難に値すべき場合を除いて、すべてのタイプの行為を罰するために刑法を濫用してはならない——によって基礎づけられていなければならない。

個人責任から組織的な責任（structural responsibility）へというねじれ現象も存在する。移行期正義に関するいくつかの主要概念を論じた本稿Ⅱ.において言及したように、「体制移行」（‘transition’）において刑法を用いる場合にはジレンマが生じる。すなわち、集団的な残虐行為——そこでは、さまざまな程度の黙従と官僚的階層出身の人びとによる指示に従って多くの人びとが、結果的に他人に対して加害行為をおこなっている——のユニークな性質は、直接証拠にもとづいて個人を有罪とすることに、法律尊重主義的な意味で加担するのか？あるいは、そのような犯罪の顕著な特徴は、残虐行為を可能とした国家構造全体と関係させるために個人の責任の基準を緩和することを求める

のであろうか？ バスクの文脈にこのようなジレンマをあてはめるならば、民兵集団の背後もしくは拷問があったと主張されているケース——そこでは、拷問を組織的に援護することが当時常態化していたがゆえに、加害者を特定することは困難である——において、国家機関の責任を検討することへと導いていこう。しかしながら、アクター個人を特定することにつきまとう同様な困難さは、バスクの左翼民族主義者の周縁に生じるすべての社会運動を「ETA の一部」として取り扱う刑法理論によるバックアップの下で、それらの行為を国が訴追することを妨げる障害とはならない。このような見方の下では、個人によって犯されたそれぞれの犯罪行為を特定する必要はない。というのは、所属している、あるいは時にはそれらの犯罪を支持している兆候があれば、「テロリスト集団のメンバー」(“member of a terrorist group”)であるとのレッテルを張るのに十分だからである。

『ツイスト』においてこれらのジレンマは、拷問に対する判決のなかで象徴的に示されている。すなわちラスカノは、証人として証言し、拷問をおこなった人物を特定するために法廷に現れることはなかった。われわれはその裁判に関して、弁護士による裁判の準備状況の説明以外は、詳細は語られていない。真実何が起こったのかについては知らされていない。ラスカノは罪を免れるための司法取引を提示されただろうか。彼は父親の所在を知ってショックを受けただろうか。結果としては、拷問に対する裁判はおこなわれなかったのである。

合意が依拠すべき第2の原則は、記憶に依拠する理想的で合理的な議論に社会全体がコミットすることを可能とするためには、包括的な記憶が必要だということである。何が起こったのか、そして、どのようにして、なぜそのようなことが起こったのか？ 記憶と真実の語り、すなわち争いがどのように語られているのかがとくに重要である。

『ツイスト』はそれ自身が、きわめて複雑な過去のできごとに関する語りであり、証でもある。そこでは、他人を犠牲にしている人自身が同時に犠牲者ともなり、またその逆でもある。さらにまた、語りを紡ぎだすに際して、メディアの特別な力を忘れてはならない。『ツイスト』はジャーナリストをつぎのようなものとして特徴づけていることは興味深い。すなわち、ウェブの世界に新たなフロンティアを切り開く以前に、メディアの世界でその立場を変革し、紛争における扇動的立場を受け入れ、推奨しなければならず、そしてまた、それに我慢できず、パリに旅行し、スポーツをもはじめる。多元的に参加型のマスメディアと世論形成サークルは、そこでの語りがねじれていき、また検証されるような、理想的な議論状況に貢献しなければならないのである。

『ツイスト』は犠牲者への賠償についてはほとんど触れていないが、賠償は移行期正義のもうひとつの重要な側面である。したがって第3の原則は賠償に関するものである。被害者——ETA によって900人が殺害され、3000人以上が被害を受け、さらにまた、2000人以上が国が関係する暴力により被害を受けた——に生じた害悪と損害に対して賠償するということは、過去のできごとに関する認識にもとづけば、いわば論理必然的な帰結である。その際に、いかなる加害がおこなわれたかを明らかにすることが賠償にいたる第1歩であるが、害を生み出したことに対して真摯に反省し、それを表明することも好ましいことは明らかである。そして、和解にいたるということは最も困難な課題のひとつである。しかし興味深いことに『ツイスト』は、残虐行為によって被った傷跡やそれからの逃げ道、失踪、回避そして時にはそれらに立ち向うことなどに関してのみであって、償いについては描いていない。犠牲者への賠償を確固としたものにする唯一の方法は、ETA のメンバーが「刑務所で朽ち果てる」<sup>29)</sup> (rot to their final days in jail) のを見ることのみである、と公言する ETA の犠牲者もいる。『ツイスト』では、ETA の元メンバーや拷問をおこなった者が、おそらくは暴力が収束した場所において比較的通常の生活を送っているようである。元拷問執行人がチェホフの戯曲に現れる。主人公はまったく自由の身である。反面に、「失踪」したのや再度登場した者もおり、またその他の者はいづこかに消え失せている。

移行期正義によって推奨される第4の原則は、加害行為を再度繰り返さないことの保障と、かつての加害者の社会復帰を推し進めることである。暴力と人権侵害にかかわっていた囚人たちにとっては、バスク州の大半の政党によって合意された包括的な戦略を受け入れることは望ましいことであろう。緊急の措置は、2013年10月21日の欧州人権裁判所大法廷での del Río 判決に沿って出された判決に、すでに服し終わった囚人たちを解放することである<sup>30)</sup>。それに加えて、回復不能の病に侵されている囚人は、現行の刑事施設法が適切に適用されているならば、解放されうるし、また解放されるべきであろう。そして、現行の刑事施設法を適用すること以上のことは求められてはいない。

ETA の囚人に関する政治的合意は、バスクの民族主義政党のあいだでも達成されていない。そのような合意によってつぎのような事項を処理することができる。すなわち、加害行為の認識、哀悼の意、後悔、真摯に許しを請うこと、そして、準備された具体的な犯罪の分析、すでに服役した懲役の年月と残りの年月の扱い、安全な社会を築くことが抱括的な解決であることの明確化、さらには、人権侵害で訴追されたスペイン国家の代理人が服役した懲役期間との比較、等々である。さらにそのような合意は、判決に服

する条件、たとえば、刑務所が囚人の家族の居所からどのぐらい離れているかといった、刑務所体制にかかわることがらをも扱うことが可能であった（それは、囚人の家族からの分散、遠隔政策で、ときには1980年代では800キロ以上離れたところに収容されていた。しかしそれは、総じて囚人にも親族にとっても不公正で付加的な処罰と考えられる）。ウルティマ・ラティオの原則に関する議論が、刑務所と拘禁に関する議論にも拡大されなければならない。

移行期正義に対する解釈的アプローチと規範的アプローチのあいだには相互関係があるのと同じく、個人的アプローチと集団的アプローチのあいだにも相互関係が存在する。許しを請う気持ち、報復、罪悪感、自責の念、苦悩、嫌悪感、侮蔑、不信感、無関心、等々は個人的な感覚であるが、それらが集団的に再編成され、社会的、政治的な意味が付与されるならば、個人的な経験を越えたものになる。このことはここでも、しばしば集団責任と対置される、罪悪感と責任を個人のものとする伝統的な個人主義的な刑事手続きに対する挑戦である。そして、個人に対する刑事判決は、犯罪と紛争の社会的位相を見えなくしているがゆえに、紛争の語りにも影響をおよぼしている。

通常、破壊的な関係から建設的な関係への移行を促進することに社会的な関心が向けられるが、それは関係する諸個人がさまざまに経験するものである。勝者の正義——それは、加害者、すなわち「テロリスト」や「敵」に対して厳格に法を適用することを主張する一方で、国家機関によってなされた人権侵害の重大さについては許容し、大目に見て、少なく見積もる——は、そのような体制移行への障害となる。それは記憶を歪め、仲間に対しては罪を免除し、敵には重罰を科す。同様に、一方的な停戦——それは重要ではあるが、スムーズですばやい「体制移行」にとってそれで充分であると装うことは、重大な誤りであり、スペインの体制移行が陥ったのと同様な誤りである。それは加害の記憶と認識を回避し、直接の犠牲者のみならず、社会全般をもふたたび犠牲者とするものである。移行期正義は、それらのふたつの実践上の矛盾のあいだの領域を、国際法が明確にし、提示している人権尊重という指針の下で探求していかなければならないのである。

## 結 論

本稿のタイトルは、伝統的正義と移行期正義のあいだには緊張関係、すなわちねじれが存在することを示唆している。この分野とバスクへの適用に関する議論を検討するならば、双方の戦略がともに必要であり、また両者は必ずしも矛盾するものではなく、む

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

しる相互に補完しあうものであることが理解できる。ETA がバスクとスペイン社会に及ぼしたはかり知れない害悪のことを考えるならば、ETA による暴力と、紛争経験後の正義と法の支配をめぐるシナリオが必要である。しかしながらそれは、ETA との闘争のなかで国家自身によってなされた虐待——バスク社会全般に広がっている虐待である——の経験後の、正義と法の支配、基本権に関するシナリオでもある。政治的な暴力と犯罪に関する正義の問題を論ずることは、真実追及やフォーマルな刑事司法システムの外に存在する正義へのアクセス、そして賠償の形式、といった移行期正義の分野におけるツールをも盛り込むことを要求する。そしてまた、国家とその公務員は人権を最大限尊重しつつ伝統的正義を適用することが求められる。移行期正義において取りうる措置が非常に限定されていることを考えるならば、国家と刑事司法システムに関しては、法の支配と人権、デモクラシーを再建し、低いレベルの人権基準を正当化する例外的事例としてバスクの紛争に関する考察を捨て去ることからスタートする方がよいように思われる。

#### [原著者謝辞]

本稿はつぎの研究プロジェクト、研究助成金、研究計画に沿っておこなわれた研究成果である：Spanish Government Proyecto Der 2010-19715 (subprogram juri, Micin (MEC) research groups of the University of the Basque Country GIC07/86 and UFI 11/05); research sabbatical at the University of Helsinki Centre of Excellence “Foundations of European Law and Polity” これらの諸機関と Stina Loytomaki および Federica Prina, そして本稿の初期の草稿に対して素晴らしいコメントを付していただいたふたりの査読者に心から感謝したい。さらにまた、Priscilla Hayner, Pierre Hasan そして Rafa Sainz de Rozas に対して、2013年10月17日に「アイエテ会議」で彼らが発表したペーパーを参照することを許可してくれたことに対して感謝したい。

ホセラモン・ベンゴエツチャ バスク自治州大学法学部・法哲学教授 (Email: joxerramon.bengoetxea@ehu.es)

#### [原注]

- 1) 国連安全保障理事会事務局長報告 ‘Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-conflict Societies’, S/2004/616 of August 23, 2004. パラグラフ 8 は移行期正義の概念をつぎのように規定している。責任の所在を確かなものとし、

正義に服し、和解に到ることを目的として、大規模な過去の侵害の遺産を終焉させるために社会的におこなわれている、さまざまな取り組みとかがわる広範な手続きや機構から構成されている。これらは司法上の機構と非司法的な機構の双方を含んでいる。それらは、国際的な関与（それがまったくない場合もある）や個別の事件の訴追、賠償、真実追及、制度改革、追放・解雇、等々、さまざまなレベルで存在する。

- 2) ねじれ現象を示すものとして、同じ日に治安部隊のレイス (Reyes) をETAがオニャーティで殺害したことに言及しておかなければならない。
- 3) 本節は主として Corradetti (2013) に依拠している。
- 4) 移行期正義に対する宗教的な興味深いアプローチの例として、大主教デズモンド・ツツ (Desmond Tutu) は、南アフリカ真実和解委員会 (South Africa's Truth and Reconciliation Commission) に関する彼の書物を、憤りをすて、お互いを許しあうことを学ぶことの訴えとして、『赦しなくして未来はない』(*No Future without Forgiveness*) と名づけた。同じくハロルド・ドッド (Harold Doode) とアレック・リード (Alec Reid) の役割はここで言及するに値する。さらにまた、モンセニョール・ロメロ (Monseñor Romero) とイグナチオ・エラキュリア (Ignacio Ellacuria) の名も記憶しておかなければならない。
- 5) 学際的、専門的に定義すれば、構造化され、社会的にパターン化された活動もしくは「実践」としてのひとつの領域である。
- 6) Closa (2011: 26) が適切にも提示しているように、1985年の「国連基本原則」(UN Basic Principles) は、正義実現のメカニズムとして、返還 (restitution)、賠償 (compensation)、そして援助 (assistance) を掲げている。1998年の「国際刑事裁判所法」(Statute of International Criminal Court) (第75条) は、裁判所は返還や損害補償 (indemnities)、復権 (rehabilitation) のような賠償 (reparations) のための手段を創設しなければならないと規定している。また2005年の国連基本原則およびガイドラインは、つぎのような修復的なメカニズムを掲げている。変換、賠償、復権、満足 (satisfaction)、および、紛争をくり返さないことの補償 (guarantees of non-repetition) である。これらのガイドラインとともに、賠償のための修復的正義を超えた制裁的機能に舵を切ったのである。すなわち、満足 (犠牲者のための) は、真実の検証、犠牲者の尊厳を回復するための公式の宣言もしくは判決、公式の謝罪、犠牲者の供養と贈り物、等々である。
- 7) すなわち、アルゼンチンの *Nunca Más*, チリ。そこでは、真実委員会の活動によって、スペインからの外国犯人引渡要求を支持する証拠を提供したが、そのことにより、イギリスにおけるピノチェット (Pinochet) 逮捕に導いた。また、エルサルバドルでの「狂気から希望へ」'From Madness to Hope' 報告は、言語道断の侵

害によって訴追された軍の将校の幾人かに恥辱を与え、追放する手段となった。その他にも国際的な法廷や専門委員会が存在する。たとえば、制度や手続き、記憶や犠牲者、過去のできごと（集団虐殺、戦争による残虐行為、その他）の認識、さらには一定のケースにおける恩赦に関する法律、等々を調査する組織である。

- 8) ハイナールは、2013年10月17日にドノスティアーサン・セバスティアン（Donostia-San-Sebastian）で開かれた——アイエテ宣言（Aiete Declaration）20周年記念の——バスク州のための移行期正義に関する提案のためのセミナーに参加した。私は光栄にも彼女とピエール・ハッサン（Pierre Hazzan）による専門家パネルの議長を務め、これらの専門家とセミナー全体から重要な手がかりを得ることができた。
- 9) 私はこの問題に関しては Judt（2006）を参照するとともに、ヘルシンキ大学のスティナ・リョトマキ（Stiina Loytmaki）から示唆を得た。
- 10) 2011年7月にコミッショナーのハーン（Hahn）は、北アイルランドとアイルランド共和国の政治指導者とならんでデリーーロンドンデリーにおいて‘PEACE Bridge’を公式に開設した。PEACE Bridge は、「ヨーロッパ地域開発基金」（Regional Development Fund European）から112万ユーロの援助を得た PEACE III Programme によって支援を受けている、より象徴的なプロジェクトのひとつである。デリーーロンドンデリーは、数千人のプロテスタントがウエストバンクから移動するのを目の当たりにした「騒動」の間に、徐々に分断されてしまった。PEACE Bridge は川の両岸で接合しており、そのデザインはフォリイ川をはさんで握手している構図を象徴的に表している。それは現在では、物理的にも精神的にも、両岸のコミュニティを結びつける、市の新しい強力な象徴であり、彼らにとって川は、重要な宗教上、セクト上の分断を表していたのである。北アイルランドの首相ピーター・ロビンソン（Peter Robinson）は、つぎのように指摘している。「われわれは現在、3千人の人びとが殺害され、数万人の人びとが傷ついた時代のあとにようやく、平和と安定を享受している。EU のインプットは大きい。それはわれわれのよりよい未来を作り出すために、地域を超えて何千ものプロジェクトを支えているのである。」
- 11) ただスロヴェニアは特殊なケースである。
- 12) この問題については Macklem（2005）参照
- 13) www.osce.org によると OSCE は、初期段階での警告や紛争予防、危機管理、紛争終結後の復権、等々の分野に関して、政治的交渉や政策決定のためのフォーラムを提供し、また、参加国の政治的意図を、各分野の使節団におけるユニークなネットワークを通じて実現している。移行期正義は、「紛争予防・解決」（Prevention and Resolution）という項目のなかで扱われている。

- 14) スペインの体制移行に関する最も包括的でバランスのとれた研究のひとつは Aguilar (2001) である。体制移行にかかわる変動の主要因として彼はリスク回避に言及している。
- 15) 2008年の 'Concluding Observations on Spain' (CCPR/C/ESP/CO/5/October 27, 2008) において、人権委員会はつぎのように指摘している。「関係国は：(a) 1977年の恩赦法廃止を検討すべきこと；(b) 人道に対する罪への諸制限に関する法律の、国内裁判所による不適用の承認を保障するために必要な立法的措置をとること；(c) 内乱と独裁体制時代におこなわれた人権侵害に関する歴史的な真実を明確にするための、独立した専門家委員会の立ち上げを検討すること；そして、(d) 犠牲者の遺体を発掘し、身元を明らかにすることを遺族に認め、適宜、彼ら遺族に賠償をなすこと。」
- 16) フランコ独裁体制の時期に犯された人道に対する罪の当初の捜査に関する "prevaricación" (すなわち、法の適用を故意に誤ること) の罪を免除するという判決 (2012年2月27日の STS) でスペイン最高裁は、スペインの体制移行は模範的なものであったと考えている。
- 17) クロサは、この記憶の語りに参加している、同一領域に居住する異なった国民の問題は——とくに、ひとつのマジョリティを占める国民が、その他のマイノリティたる国民に対して、彼ら自身の記憶を押しつける場合にかんしては——扱っていない。
- 18) Escudero (2013 : 338) によると、「最高裁においては、恩赦法は不処罰、すなわち独裁政治と、民主国家とその被害者に対する犯罪の勝利に対する安全な手段である。」
- 19) 「テロリズムの被害者との連帯に関するスペイン国会法」(Spanish Parliament Acts Ley 32/1999 on Solidarity with Victims of Terrorism) および「テロリズムの被害者認定と完全補償に関する法律」(Ley 29/2011 on Recognition and Complete Protection of Victims of Terrorism)。テロリズムの被害者のみが認定され保護されている。
- 20) 最終的な ETA の停戦は、警察のあいだの連携や ETA との闘争の成果、そして法的、司法的な措置の強化、等々のさまざまな要因によってもたらされている。しかしながらその最大の要因は、ETA が民衆の支持を失い、ETA に対して大規模な社会的反対運動が展開されたがゆえにである。停戦を促したつぎのようなさまざまな会談や交渉がおこなわれている。すなわち、国際的な仲介者を通じた秘密の会談、検証・支援委員会、和平会議、そしてつぎのような機関や市民社会との公開討議——ノーベル賞受賞者やその他の権威ある推進者による2010年3月のブリュッセル宣言 (Brussels Declaration of March 2010)、ETA に対して最終的な停戦宣言

ホセラモン・ベンゴエツチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

を呼びかけた2010年9月のゲルニカ合意 (Gernika Agreement of September 2010), そして3日後に最終的な停戦をもたらした2011年10月17日のアイエテ宣言 (Aiete Declaration of 17 October 2011) 等々である。

- 21) 報告書と '*Ley de Reconocimiento y Reparación a las víctimas del Terrorismo*' と名づけられた2008年4月成立の「テロ犠牲者法」は比較的容易に実現したが、「その他の犠牲者」に関する2011年の報告書作成に関して子細に議論され、また、つぎのようなきわめて長い報告書のタイトルが、報告書作成に際して種々の妥協がおこなわれたことをしめしている。すなわち、「人権侵害と政治的意図をもってなされた暴力のなかで生み出された不当な苦しみを受けた犠牲者に関する報告書」 ('Report on Victims of Human Rights Breaches and Unjust Sufferings produced in a Context of Politically-motivated Violence')。
- 22) スペイン全体に関係するすべての合意にも決定的意味を有するスペイン人民党のバスク州の支部が不参加を決め、また、スペイン社会党のバスク州の支部もそれに従ったので、この委員会によっていかなる進展ももたらされうかは明確ではない。
- 23) 「共生」は——スペイン語の '*convivencia*' においてもバスク語の '*bizikidetz*' においても——バスク州においては、「和解」を意味する婉曲表現である。ある意味で、和解という言葉は、非常に野心的で偽りであり、また宗教にも類似するものであるとして用いられなかった。
- 24) PSOE はスペイン社会主義労働者党 (Spanish Socialist Workers Party), PSE はそのバスク州の支部である。PNV はバスク民族党 (National PartyBasque) である。
- 25) 「ナンクラレス」とは、以前のスペイン政府の計画に付与された名称で、自らの暴力を認め、過去におこなった暴力行為への批判を受け入れたETAの囚人が再社会化し、個人にかかわる措置を促進するためのものである。集団としてのETAが集合的解決を求め、かつ、逆に個人的な自己批判、忘却の戦略を避けて、強固な特殊集団のままに囚人たちを留めおこうとしているがゆえに、このことは重要な問題である。
- 26) ML と NV、いわゆるバスク民族解放運動の背後に控えているイデオロギーについては、深い洞察をおこなっている Bullain (2010) を参照。
- 27) サン・セバ스티アンのアイエテパレスで2013年10月17日に開催された「バスク州における移行期正義に関する会議」 (Conference on Transitional Justice in the Basque Country) においてラファエロ・サインズ・ドウ・ロサス (Rafael Sainz de Rozas) は、この例外的な刑法をつぎの3つの点で特徴づけている。すなわち、テロリズム犯罪に関するゆるやかであいまいな定義、不均衡な刑罰による過度の処罰、そして引き下げられた法的な保障、である。「敵対者に対する刑法」という表

現は Jakobs (1985) が考案したものである。

- 28) この事件の詳細はきわめて厳密な法解釈にかかわっている (Application no. 42750/09, European Court of Human Rights Judgement of July 10, 2012, confirmed by the Grand Chamber on October 21, 2013)。要するに、そのポイントは、刑期に関して個々の判決が下されたあとから、服役期間が算定されるということに要約できる。1973年制定のフランコ体制下での刑法典は、宣告された刑期から、刑務所で働いた日数あるいは矯正教育の日数を減ずることで、刑期を短縮する可能性を考慮していた。しかし、1995年制定の刑法典はこれを不可とし、最高裁は判決 (ETA の囚人たるウナイ・パロット (Unai Parot) に関する、2006年2月28日判決 (no.197/2006)) は、調整 (adjustment (*beneficios*)) と刑期短縮の判決は、長期30年の判決には適用しないが、各判決には引き続き適用する旨の判決を下した。憲法によって容認されたパロット・ドクトリンとして知られるこの新しいドクトリンは、ETA の囚人および1973年法の下で判決を受けた囚人にも遡及して適用された。そしてそのなかに、スペイン国に対する事件を欧州人権裁判所に提訴したイネス・デル・リオがいたのである。
- 29) 「テロ被害者協会」(Association of Victims of Terrorism : ATV) 代表のオルドネス (Ordoñez) のことば。正確には、2013年10月23日夕方放送の日曜日のテレビ番組 (*Telecinco, Abre los ojos y mira*) において語られた。‘que se pudoran en las cárceles’
- 30) デル・リオ事件については、注28参照。それは、スペインの裁判所が展開したいわゆるパロット・ドクトリンにかかわっている (Audiencia Nacional, supreme Court and Constitutional Court)。
- 31) Galde (2013 : 6) において参照されているカルロス・マーティン・バリスタイン (Carlos Martin Beristain) へのインタビュー。「苦悩する多くの人々の顔の表情や人権侵害、そして国家責任を認識することは、すべての加害行為のプロセスを補償したり、害悪と補償を均衡させたり、あるいはまたあらゆる事情を考慮するということを含んではない。社会組織を再構築するに際して必要な正統性の枠組みを作り出すためには、それらの問題を論じることが重要であることを意味しているにすぎない。……真実と記憶に関するいかなる語りも、したがって包括的なものであることが必要であろう。」

### References

- Aguilar, Paloma. ‘Justice, Politics and Memory in the Spanish Transition’. In *The Politics of Memory. Transitional Justice in Democratizing Societies*, eds. A. Barahona de Brito, C. Gonzalez-Enriquez and P. Aguilar, 92-118. Oxford :

Oxford University Press, 2001.

Bengoetxea, Joxerramon. 'Seven Theses on Spanish Justice to understand the Prosecution of Judge Garzón'. *Oñati Socio-Legal Series* 1 (2011), [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1986790](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1986790).

Bengoetxea et.al. (eds.). 'Ultima Ratio, is the Principle at Risk?'. *Oñati Socio-Legal Studies*, 3(1) (2013) <http://ssrn.com/abstract=2213166>.

Bilbao, Galo. 'Una difícil pero imprescindible recuperación social tras la violencia' [A difficult but necessary post-violence social recovery]. *Galde* 1 (2013): 10-11.

Bourdieu, Pierre. 'The Force of Law. Toward a Sociology of the Legal Field'. *Hastings Law Journal* 38(5) (1987): 805-853.

Bell, Christine. 'Transitional Justice, Interdisciplinarity and the State of the "Field" or "Non-Field"'. *International Journal of Transitional Justice* 3(1) (2009): 5-27.

Bullain, Iñigo. *Revolucionarismo Patriótico. El Movimiento de Liberación Nacional Vasco (MLNV): Origen, Ideología, Estrategia y Organización* [Patriot Revolutionaries. The Basque National Liberation Movement: Origins, Ideology, Strategy and Organisation]. Madrid: Tecnos, 2010.

Cano, Harkaitz. *Twist*. Zarautz: Elkar, 2012.

Closa, Carlos. 'Dealing with the Past: Memory and European Integration'. *Jean Monnet Working Paper* 1 (2011), <http://www.jeanmonnetprogram.org/papers/11/110101.pdf>

Corradetti, Claudio. 'What is the Theory of Transitional Justice? Philosophical Concerns and Political Prospects in a Changing World'. *Special Issue: Philosophy of Transitional Justice*. University of Oslo Faculty of Law Research Paper No. 2013-08 (2013), [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2213708](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2213708).

Deusto Forum. *Justicia para la Convivencia* [Justice for Living Together]. Bilbao: University of Deusto, 2012.

Eisikovits, Nir. 'Transitional Justice'. *Stanford Encyclopaedia of Philosophy* (2009):, <http://plato.stanford.edu/entries/justice-transitional/>.

El País. 'Un juez imputa al alcalde de Gernika por premiar a Otegi' [Judge Prosecutes the Gernika Mayor for Giving a Prize to Otegi], July 13, 2013, [http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/07/13/paisvasco/1373732432\\_154531.html](http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/07/13/paisvasco/1373732432_154531.html).

———. 'ETA admite como punto de partida las sugerencias del Foro Social' [ETA Admits as a Starting Point the Recommendations of the Social Forum], July 15, 2013, at [http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/07/15/paisvasco/1373874155\\_495922](http://ccaa.elpais.com/ccaa/2013/07/15/paisvasco/1373874155_495922).

html.

- Elster, J. *Closing the Books. Transitional Justice in Historical Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press, 2004.
- Encarnación, O.G. 'Reconciliation after Democratization: Coping with the Past in Spain'. *Political Science Quarterly* 123(3) (2008): 435-459.
- Escudero, Rafael. 'Jaque a la transición: análisis del proceso de recuperación de la memoria histórica' [Check to the Transition: Analysis of the Process of Recovery of Historical Memory]. *Anuario de Filosofía del Derecho [Yearbook of the Philosophy of Law]* 29 (2013): 319-340.
- Galde. 'Carlos Beristain. Interview'. *Galde* 2 (Spring 2013): 4-7.
- Hayner, Priscilla. *Unspeakable Truths: Transitional Justice and the Challenge of Truth Commissions*, 2nd ed. London: Routledge, 2011.
- Habermas, Jürgen. *Between Facts and Norms*. Cambridge: Polity Press, 1996.
- Honneth, Axel. 'Recognition and Justice. Outline of a Plural Theory of Justice'. *Acta Sociologica* 47(4) (2004): 351-364.
- Inforegio. *Panorama*, 45 (2013), [http://ec.europa.eu/regional\\_policy/sources/docgen/panorama/pdf/mag45/mag45\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/regional_policy/sources/docgen/panorama/pdf/mag45/mag45_en.pdf).
- Jakobs, Günther. 'Kriminalisierung im Vorfeld einer Rechtsgutsverletzung' [Criminalisation in the Context of the Harm to a Protected Good]. *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft [Journal of Criminal Jurisprudence]* 97 (1985): 751-785.
- Judt, Tony. *Postwar: A History of Europe since 1945*. London: Penguin, 2006.
- Klare, Karl. 'Legal Culture and Transformative Constitutionalism'. *South African Journal on Human Rights* 14(1) (1998): 146-188.
- Koskeniemi, Martti. *From Apology to Utopia: The Structure of International Legal Argument*, 2nd ed. Cambridge: Cambridge University Press, 2005.
- Macklem, Patrick. 'Restitution & Memory in International Human Rights Law'. *European Journal of International Law* 16(2) 2005: 1-23.
- Minow, Martha. *Between Vengeance and Forgiveness*. Boston: Beacon Press, 1998.
- Rawls, John. *A Theory of Justice*. Oxford: Oxford University Press, 1971.
- Renan, Ernest. 'Qu'est-ce qu'une nation? [What is a Nation?], lecture at delivered at La Sorbonne, Paris, 1882.
- Roht-Arriaza, Naomi. 'Editorial. Special Issue on Transitional Justice and International Criminal Justice'. *International Journal of Transitional Justice*, UC Hastings Research Paper No. 67, September, 2013, at <http://papers.ssrn.com/>

ホセラモン・ベンゴエッチャ「移行期正義と伝統的正義——スペイン・バスクを手がかりにして」

[sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2315251](http://sol3/papers.cfm?abstract_id=2315251).

Teitel, Ruti. *Transitional Justice*. Oxford/New York : Oxford University Press, 2000.

Tremlett, Giles. *Ghosts of Spain : Travels Through Spain and its Silent Past*. New York : Walker and Company, 2006.

Tutu, Desmond. *No Future without Forgiveness : A Personal Overview of South Africa's Truth and Reconciliation Commission*. London : Random House, 1999.